令和３年第１回知内町議会定例会（１日目）

◎　招集年月日　　令和３年３月９日（火）
◎　招集の場所　　知内町役場　議場
◎　開会日時　　令和３年３月９日（火）　午前９時４０分
◎　閉会日時　　令和３年３月９日（火）　午後３時２８分

◎　出席議員

１番	成澤五郎	７番	笠松悦子
２番	山田顕人	８番	木村　一
４番	五十嵐捷爾	９番	谷口康之
５番	吉田峰一	１０番	伊藤政博
６番	松井盛泰		

◎　会議録署名議員　　４番　五十嵐捷爾　　５番　吉田峰一

◎　欠席議員　　なし

◎　地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した説明員

町長	西山和夫
副町長	大野　樹
総務課長	西野俊一
生活福祉課長	鳴海英人
保健センター長	（鳴海英人）
地域包括支援センター長	（鳴海英人）
税務会計課長	佐藤辰治
産業振興課長	三原知明
政策調整課長	長谷川将之
建設水道課長	佐藤和人
教育長	本間茂裕
学校教育課長	帰山亮一
社会教育課長	松本泰行
スポーツセンター長	（松本泰行）
知内高等学校事務長	南　和敏
学校給食センター長	（帰山亮一）
代表監査委員	西内貞治

◎　本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森永　茂
議事係長	東出朋也

令和３年第１回知内町議会定例会議事日程

（第１号）　　令和３年３月９日（火）午前９時４０分開議

日　程	議 件 番 号	議　　件　　名
第　１		会議録署名議員の指名　４番、五十嵐捷爾君、５番、吉田峰一君
第　２	委 員 会 報 告	議会運営委員会報告について
	第　１　号	（委員長報告）
第　３		会期の決定について
第　４		議長の諸報告
第　５		町長の行政報告
第　６		追跡質問
第　７		一般質問
第　８	議案第　１号	知内町木質バイオマス事業振興基金条例の制定について
第　９	議案第　２号	令和２年度知内町一般会計補正予算（第１２号）について
第１０	議案第　３号	令和２年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について
第１１	議案第　４号	令和２年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第５号）について
第１２	議案第　５号	令和２年度知内町介護保険特別会計補正予算（第４号）について
第１３	議案第　６号	令和２年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について
第１４	議案第　７号	令和２年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第２号）について
第１５	議案第　８号	令和２年度知内町水道事業会計補正予算（第３号）について
第１６		令和３年度知内町行政執行方針について（町長）
第１７		令和３年度知内町教育行政執行方針について（教育長）

●　開会宣言・開議・議事日程

◎　議　　長（伊藤政博）

皆さん、おはようございます。

令和３年第１回知内町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、町行政執行方針等を基に、令和３年度の予算を審議する重要な議会であり、予算は１年限りのものとはいえ、その波及効果は後年度に大きく影響することは当然のことであります。議員各位においては、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、町政の課題全般について町民との情報共有を重視し、本町の将来を見据え、町民の要望を諸政策に反映すべく十分な審議を尽くしていかなければなりません。議員各位の活発な討議が展開されることを願いながら、本定例会の議事運営に特段のご協力をお願い

致します。開会のご挨拶とさせていただきます。
　只今の出席議員数は、９人です。
　定足数に達していますので、令和３年第１回知内町議会定例会を開会します。
　これから、本日の会議を開きます。
　本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

●　会議録署名議員の指名

◎　議　　長（伊藤政博）
　日程第１、『会議録署名議員の指名』を行います。
　本日の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、４番、五十嵐捷爾君及び５番、吉田峰一君を指名します。

●　委員会報告第１号　議会運営委員会報告について（委員長報告）

◎　議　　長（伊藤政博）
　次に日程第２、委員会報告第１号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。
　議会運営委員会は、去る３月３日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。
　議会運営委員会委員長、山田顕人君。
◎　委 員 長（山田顕人）
　委員会報告第１号、議会運営委員会報告について。
　令和３年第１回知内町議会定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。
　令和３年３月９日提出。知内町議会議長、伊藤政博。
　議会運営委員会報告書。
　令和３年第１回知内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。
　令和３年３月９日提出。知内町議会運営委員会委員長、山田顕人。知内町議会議長、伊藤政博殿。
　記、１、会議開催状況、開催日、３月３日。出席委員、山田、成澤、笠松、木村、谷口、各委員。欠席委員、なし。説明員、なし。事務局、森永、東出、両名です。２、会期について、今定例会の会期は３月９日（火）から１５日（月）までの７日間としたい。３、議事日程について、議事日程については、別紙配布のとおりである。なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。４、付議案件について、付議案件は、委員会報告２件、諸報告１件、行政報告５件、一般質問２件、議案２５件、行政執行方針２件、意見書案１件、同意２件、議長発議４件である。５、予算審査特別委員会の設置について、新年度予算に関する議案第９号から第２５号までの１７議案について

は、議員全員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査する。６、議長の諸報告・説明員の出席について、議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配布のとおりである。以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり進めて参ります。

●　会期の決定について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第３、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から３月１５日までの５日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

失礼しました。５日間と申し上げましたが、７日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から３月１５日までの７日間に決定しました。

●　議長の諸報告

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第４、『議長の諸報告』を行います。

令和３年第１回知内町議会臨時会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

次に委員会条例第８条第２項の規定により、先日開催された議会運営委員会において、副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元に参っておりますので、ご報告します。

議会運営委員会副委員長に笠松悦子君が互選された旨の報告がありました。

これで、諸報告を終わります。

●　町長の行政報告

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第５、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申出がありました。

これを許します。

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

皆さん、おはようございます。令和３年知内町議会第１回定例会の行政報告をさせていただきます。

まず最初に、重油漏れ事故についてであります。１月１７日（日）に北海道電力(株)知内発電所において、重油が漏れる事故が発生しております。事故の原因としては、燃料の受け入れの際に使用する配管が経年劣化などにより移送圧力を受け、穴が開いたことによるもので、事故後の適切な対応により人的被害及び海上への流失もなく終息をしております。危険物の取扱に関しては、重大事故につながる恐れがあることから、再発防止の徹底を図るよう要請したところであります。

次に渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。令和３年１月２６日（火）に第１回定例会が開催をされております。議案第１号については、令和３年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計予算について、歳入歳出予算の総額を１３億３，５６４万９千円とするものであります。議案第２号については、令和２年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第２号）について、歳入歳出それぞれ７，０６１万２千円を減額し、歳入歳出予算額の総額を４１億８，６２６万２千円とするものであります。議案１号、２号に関しては、原案どおり可決されております。発議案第１号については、閉会中の所管事務調査についてであります。原案どおり可決をされております。

次に渡島西部広域事務組合の動向についてであります。令和３年２月２６日（金）に第１回定例会が開催されております。議案第１号については、職員の給与に関する条例の一部改正について。議案第２号については、令和２年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第５号）について、歳入歳出それぞれ３，３８７万６千円を減額し、歳入歳出予算額の総額を１５億４，７２５万７千円とするものであります。議案第３号については、積立金の処分についてであります。渡島西部衛生センター施設整備基金の積立金を、令和３年度渡島西部広域事務組合一般会計に繰り入れ支消するものであります。支消金額は３，６５４万７千円以内とするものであります。議案第４号については、令和３年度渡島西部広域事務組合一般会計予算について、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１５億３，９５３万８千円とするものであります。議案第１号から第４号までは、それぞれ原案どおり可決されたものであります。

次に北海道後期高齢者医療広域連合の動向についてであります。令和３年２月９日（火）に第１回定例会が開催をされております。議案第１号については、広域連合職員の旅費に関する条例案についてであります。議案第２号については、広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。議案第３号については、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。議案第４号については、広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正するものであります。議案第５号については、令和２年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第２号）について、歳入歳出それぞれ１億１，４８３万９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を８，８６６億２，２１４万３千円とするものであります。議案第６号については、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。議案第７号

については、令和３年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、歳入歳出予算の総額を２２億４，６００万８千円とするものであります。議案第８号については、令和３年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算について、歳入歳出予算総額を８，９１３億６，１８１万９千円とするものであります。議案第１号から議案第８号まで、それぞれ原案どおり可決されたものであります。

最後になりますけれども、暴風雪による被害についてであります。去る１月７日から８日にかけての暴風雪により、次の被害が発生しております。農業用ビニールハウス２棟が全壊の被害を受けて、被害額は２００万円であります。ハウスの内容については、ニラハウス１棟、レタスハウス１棟がそれぞれ被害を受けたものであります。以上で報告を終わります。

◎　議　　長（伊藤政博）

これで、行政報告を終わります。

●　追跡質問

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第６、『追跡質問』を行います。

質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

●　一般質問

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第７、『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、予め議長に通告のあった順序により行います。

順次発言を許します。

始めに１番、成澤五郎君。

◎　１　　番（成澤五郎）

質問事項ですが、『新型コロナウイルスワクチン接種体制に関して』。質問の要旨でございます。

猛威を振るっている新型コロナウイルスの感染予防の決め手と期待されるワクチン接種が日本でもようやく始まりました。限られたワクチン数から自ずと接種の優先順位が決められた訳ですが、町民の皆さんの関心は大変高いものがあります。

そこで町長に伺います。ある自治体等では先行して集団接種の訓練やシミュレーション等が行われていますが、当町においては、これまでどのような準備をし、どのように安全で効率的な接種体制の確保に取り組んでこられたのか伺います。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスのワクチン接種に関しては、昨年の１２月１８日に厚生労働省による自治体向け説明会が開催され、これまで３回の詳細説明が実施されておりますけれども、接種に係る補助金の内容やワクチン１本当たりの接種人数、接種開始時期などの説明会の度に内容に変更があり、とりわけ混迷しているのは政府によるワクチンの供給時期でございます。

当初は３月から高齢者への接種を開始するという発表でありましたけれども、現在のところ開始時期が大幅に遅れるという見込みでございます。

町と致しましては、生活福祉課を中心に計画を策定しているところですが、クーポン券の発送準備や接種に係る医師や看護師の確保の協議が完了し、ワクチンの確保ができ次第、接種を開始する準備を整えているところでございます。

接種体制と致しましては、知内診療所と湯の里診療所、そして木古内町の医院の３箇所で個別接種を行い、その他に保健センターで土日に集団接種を実施する予定でおります。

集団接種に関しましては、多くの職員を配置した上で実施し、感染防止対策はもちろんのこと、接種後３０分の経過観察や万が一重大な副反応が起きた場合を想定した医療器材等の準備も整え、効率的で安全な接種体制を確保するような取組みを致します。

なお、接種の詳細については郵送するクーポン券に同封するほか、４月号の広報誌により周知を図る予定でおります。以上であります。

◎　議　　長（伊藤政博）

１番、成澤君。

◎　１　　番（成澤五郎）

コロナウイルスのワクチンの接種、これはこれまで経験したことのない全町民が対象で大変関心が高こうございます。重要な事業でもありますので、町長の今の答弁を確認、反復したいと思います。１点目は、国からの説明は３回にわたったけれども、その都度内容に変更があり、特にワクチンの供給時期が二転三転しているということ。２点目は、情報不足の中であっても町としての、生活福祉課を中心にワクチンの接種準備、計画の策定に取り掛かり体制は整った。その中身というのは、１つ個別接種は知内、湯ノ里両診療所と木古内にある１医院の３箇所とした。集団接種は土・日に限定し、知内町保健センターで行う。そのための医師、看護師の確保及び医療器材の準備もできた。また、接種後心配される副反応の経過観察を３０分とり対応に万全を期す。また、ワクチンの入手が決定次第、接種の優先順位に従って町民へ周知するためにクーポン券を発送。その中に接種の詳しい説明書きも同封する。また、広報しりうち４月号でも重ねて周知をするということ。町内で最初に始める高齢者の接種開始は、当初の３月から大幅に遅れ、最近の報道でも５月頃が大半というふうに書かれております。最後の３点目としては、町として安全で効率的なワクチン接種を行うための決意表明であったかと思います。この答弁を聞かれた多くの町民は安心されたと思います。私もその一人です。そこでもう１段、理解を深める意味から何点かお伺いします。１つ、町民に発送されるクーポン券の内容、中身ですね。これはどのようなものなのか。２点目は、何らかの事情で接種を望まない人の掌握、確認はどうするのか。３点目は、ワクチン接種は望むが移動手段を持たない人への対応はどうするのか。４点目は、後々接種証明書となり得る

２回にわたる接種記録の準備はどうなのか。５点目は、住民票は知内にあっても施設に入っていたり、あるいは病院に入院したり、また、長期の仕事で不在の方への対応はどうするのか。以上の５点にわたってお考えをお聞かせいただければと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

事務的なことは後ほど生活福祉課長、鳴海課長より説明をさせていただきます。今、国のワクチンが入るのが非常に遅れているという、それは世界的蔓延の中でそれぞれが取り合っている今、現状にありますので、なかなかワクチンの製造が追い付かないということもございます。それで今、モデルナ、最近承認いただけるよう国に要請をしたということで、もしモデルナ社が承認をされれば、あそこは特許権を行使しないという発想で今、動いているそうですので、できればそうしたことが日本の製薬会社で製造できる可能性もあるだろうと思っています。そうしたものが加速すれば一早くまたワクチンの配分が多くなってくるんだろうなと思っています。現在、今、知内町においてもそれぞれワクチンの配送が今、現在では国から入る予定が４月２６日になっています。それが予定通り入ってくれば個別接種が４月３０日から接種を開始できるだろうという想定になっておりますけれども、ただ、今、日本においてもなかなかワクチンが入らない状況でありますし、当時、２月から、中ですか、医療機関を先頭に７施設で、北海道、全道で７施設、それが今現在８１施設に拡大して医療関係者、随時接種を行っている状況でありますので、その辺も考慮しながらまた町の対応も変わってくるだろうと思っています。ただ、町はワクチンが入り次第それぞれ体制は整っておりますので、速やかに町民に安全安心に打てる体制を構築したいなと思っております。あと今、議員から５つございました。これについてはちょっと事務的なことでありますので、鳴海課長の方から説明をさせていただきます。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。まず、１点目のクーポン券の中身でございます。このクーポン券の中身というのは封筒の中にですね、各個人の番号がまず付いておりまして、２回接種用の接種券と、それからどこで接種を受けられますという説明文と、それからファイザー社のワクチンの特徴を書いたもの、その他に町からのお知らせというもの、大体４通ぐらい入る予定でございます。接種券については、４点目のご質問にもございましたが、接種済証も一緒に記載されておりまして、接種を終わった方はそのシールを貼り付けて２回分の接種券入っておりますので、それで接種済が、接種が完了したということになります。それと接種を望まない人への確認なんですが、これはあくまでも本人の同意の上で接種するということになっております。ですから、望まない方は申込みをしないという、それで接種を望まないという判断をさせていただきます。それと移動手段ですが、個別の知内診療所に関しては送迎を行っております。また、集団接種の際に今のところ１日２５０人から３００人という人数を想定しておりまして、その際各地区毎にですね、町のバスを運行して送迎をということも検討しております。それから住所がこちらにない方の、不在の対応ですが、出稼ぎ、それから施設入所、その他で住所があるんですけど、違うところにいるっていう場合、それもその町との協

定の中で接種できるような体制を国で作っておりますので、ご安心ください。以上で説明を終わります。

◎　議　　長（伊藤政博）

１番、成澤君。

◎　１　　番（成澤五郎）

ありがとうございます。イメージが段々湧いて参りました。今、個別接種につきましては３箇所ということで、これは各人がクーポン券、いわゆる接種券が届いた時に自分は土・日の集団接種ではなくて、個別病院に直接３箇所いずれかの病院、あるいは診療所に申込みをして、そこで受付けて予定日には伺うということになろうかと思いますが、この３箇所はたまたまこの町内の湯ノ里地区にある診療所、知内の診療所、それと今度は木古内にある１医院ということで、考えてみますと、エリア的にはちょうど３つのエリアに町内の方々が申込みをして、１箇所に極端に偏らないようなエリア分けをするという考えはございませんでしょうか。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

今のところですね、４月２６日に入るワクチンの量というのが、凡そ４８０人分ぐらい、１箱しか入って来ませんので、年齢的には６５歳以上と言いましても、今、８５歳以上の人数でも５００人をオーバーしておりますので、まず、その年齢の方々から接種するという予定をしております。それで、ご自分の都合に合わせるという医院の選び方もありますし、また、送迎をしてくれているところというのもありますし、また、木古内にしても知内についても一般診療の方も通常受付けておりますので、その時間と被るとワクチンの接種する時間というのが限られた時間でございまして、ですから、例えば月・水・金の午後をコロナワクチンの接種日だけにするとか、そういう対策を今とるということで医療機関とは協議しております。ですから、まずはご自分が、例えば木古内の病院にかかりつけであれば、木古内に行っていただくという、それから土曜日の接種がしたいということであれば、湯ノ里に行っていただくという形で、ご自分で選択していただくということで考えております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

１番、成澤君。

◎　１　　番（成澤五郎）

わかりました。こういったワクチンですので、やはりどうすればいいのか、この場合はどうするのか、こういう思いも抱く町民もいるかと思います。そこで、クーポン券に同封する接種の詳しい説明の中に可能であれば、誰もが思う疑問、素朴な疑問、よくある質問、これをＱ＆Ａでわかりやすく説明を加えて配布するという、その同封の中にですね、入れるというお考えは如何でしょうか。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。その点もですね、議員おっしゃられたとおり、わかりやすい説明を加えるように配慮していきたいと思います。それと、今の質問とちょっとずれるんですけども、

先ほど議員、全町民というふうに申されましたけども、今のところ１６歳以上の町民を対象にということで国からの通達になっております。現在、１６歳以下の未成年のお子さんに関しては治験をしている最中で、今後、接種の時期がくれば接種するという考え方になっていこうかと思われます。以上です。

◎　１　　番（成澤五郎）

以上で終わります。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に２番、山田顕人君。

◎　２　　番（山田顕人）

質問事項『知中・知高卒業生のＵターンに繋げる奨学金償還に対する支援制度について』ということでご質問させていただきます。

今定例会に提案されている「第６次知内町まちづくり総合計画策定基本構想及び基本計画の一部改正（案）では、「ＵＩＪターンの促進」について随所に謳われ、「知内高等学校生の地元就職率向上や卒業生等のＵターン就職の促進」についても明記されております。

また、知内町奨学金貸付制度は、向学心と能力があるにも関わらず経済的な理由により困難なものに対し、就学の機会を与え、有能な人材を育成する目的で始められた制度として、現在まで多くの生徒・学生の就学を支援して来たものと思います。

そこで、他の地方自治体においては、定住・移住の促進のため奨学金の償還に対する返済免除や返済補助制度等を実施していますが、当町においても、知内中学校や知内高校の卒業生が知内町に戻って来ることに繋がるような支援制度を実施する考えはないか、町長にお伺い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。

本町の人口は、昭和３０年の９，７３５人をピークに少子高齢化による自然減と都市部への流出による社会減によって減少を続けており、この５カ年を見ても総人口で約１０％、生産年齢人口で約１５％減少という厳しい状況にございます。

こうした環境下において、地域での人材確保は年々厳しさを増しており、企業等による事業展開の一部に影響が生じていると認識しているとともに、町の無料職業紹介所への求人登録数が増加している状況にございます。

このため、地域社会の縮小を抑制するとともに、今後に向けた地域産業の担い手や社会福祉分野の従事者を確保することは急務であり、特に知内で生まれ育った若者や知内高校生として本町で学生生活を過ごした生徒の地元就職や将来的なＵターン就職が促進されることは、「活力ある地域の創造」に向けて欠かせないものと考えております。

一方では、経済的な理由から本町の奨学金制度や国が支援する日本学生支援機構が運営する奨学金などを利用する学生も多く、札幌圏の大学を対象に機構が実施した調査によると、学生全体の利用率はほぼ２人に１人、大学生の平均借入額は３７０万円となっており、就職後の返済が重い負担となっている実態がございます。

こうした背景を踏まえ、町と致しましても、ＵＩＪターンの促進を図るためにも、地域産

業担い手対策連絡協議会の活動を充実させるとともに、地域産業の担い手や医療や介護など社会福祉分野等でも必要とされている若者の奨学金返済支援を検討していきたい考えであり、今後、地域企業等との調整や財政負担も考慮しながら、事業展開に繋げていきたいと考えておりますので、ご理解の程をよろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

奨学金返済支援を検討していきたい。そして事業展開に繋げていきたいということなので、理解したんですけれども。前にも他の議員さんが検討するだけならいくらでも検討できるということを申しておりました。奨学金返還支援をすることによってUターンは勿論のこと、やり方によってはＪターンの促進に繋がると。そして若い人達が知内に戻ってくる動機にもなると。そしてまた人口減少や少子高齢化対策、少子化対策の１つの手法なんだろうなというふうに私は考えております。奨学金返済支援を事業展開する、そしてその内容を検討するということで理解してよろしいでしょうか。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

現在、ＵＩＪターンに関しましては、知内町独自で知内町の支援事業として知内町移住就労者支援事業、そして、または知内町の定住・移住に関するプラットフォーム事業、そして農業、次世代人材投資資金経営開始型、そして知内町地域産業担い手協議会という中でＵＩＪ、またはUターン、Ｉターン、Ｊターンそれぞれ促進をしているところであります。そして今、議員から質問あった内容については、先般、札幌圏を中心に１１市町村が修学金制度を連携して行うということで、それぞれ企業も出資した中で２分の１ずつ行政も支援するという制度の仕組みで動き出したという話が担い手協議会でも出まして、それで知内独自でどうなんだということをこの何日か検討してきたところでありますけれども、将来的な展望として有効なんだろうなと思っております。それで今、札幌方式がいいのか、近隣では北斗も給付型で今、進めているところでありますし、また、日本学生支援機構ですか、それに対してはそれぞれ制度の中で、最大９００万の中で予算を持って月１万を上限に１２か月、最長で５年間という制度の中で今、今年度から、次年度からスタートする計画になっておりますので、それらをどういう形がいいのか、知内独自で知内の奨学金制度を給付型に変えていくのか、それともそれぞれ連携しながら削減したり、支援したり、減額したりですね、そういう方向でいくのか、これから議論を詰めながら進めていければなと思っています。また、企業と２分の１ということになれば相手方もございますので、その辺を慎重に詰めながら最終的に町独自なのか、企業と連携した中でこの知内の担い手不足を解消する事業に繋げていくのか、それはじっくり考えないとなかなか巻き込んでもできないだろうし、単独の中でやるとしてもどこまで膨らますかという財政的なこともございますので、それらを慎重に見極めながらこれから各担当と検討していきたいと思っています。ただ検討、検討ってことで、ただ議論するだけなら始まりませんので、前向きに考えて是非次年度は間違いなくスタートできればなと思っています。また、今年度も補正の中で対応できるということであれば、補正の中で対応していくような強い気持ちでいきたいと思っています。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

ありがとうございます。今年度、若しくは来年度には実施していきたいと。やり方的にはいろいろあるかと思います。財政負担もある訳ですから、若者が町内に残って、しかしながらですね、税金を納めてもらう。近い将来の投資というような考え方でも私はいいんだろうというふうに思っております。なにせね、この前、町長も参加されておりましたけども、知内高校の高校生と議員とのワークショップの中でそういう奨学金が返済免除になれば知内に戻ってくる動機にもなるし、子ども達も助かるんじゃないかと、そして知内に戻ってくるような流れになるんだろうというような意見もありましたのでね、今回、高校生の意見としてね、私もこれ今回させてもらったんですけれども、近隣市町、北斗さんの関係なんですけどもね、北斗さん実際の話は、当町よりも交通の便もよく買い物エリアもあります。そして、当然ながら働き口も多い訳ですけれども、魅力的な町、魅力的な施策しているというところもございます。町としてはですね、確かに先ほど言いました財政負担もありますので、いろいろ考えなければならないところもあるんでしょうけれども、ただ、知内に戻ってくる方の場合により返済免除だとか、支援をするだとかそういう流れがいいんだろうなというふうに思うんですけれども、今、北斗さんの話出ました。北斗さんよりも魅力的なものにしていただきたいなというところもありますけれども、その辺、町長もう一つお考えお願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消します。

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

今、議員からいろいろご提案ありました。北斗に負けないような奨学金制度ということで、いろいろ北斗市も成績だとかいろいろ条件の中で考慮して、それぞれ提案をしているところであります。確かに地元とすれば、これから担い手大変重要なことでありますし、各企業そして介護だとかいろんな分野で必要な有効な人材をどう集めるかということで、今、苦慮しているところであります。それぞれの企業の幹部高校生、医療関係の指導者的な要素も随分これから必要になってくるだろうし、そこをどうやって吸収して我々の町に帰ってもらうか、そしてまたＵＩＪターンの中で町外以外からも優秀な人が集まるかっていう、そういう工夫というのはこれから必須だと思っていますので、これからどう対策を講じながら、知内の魅力をアピールしながら、また、企業にそうした優秀な人材が集まるか、それらも考慮しながらこれから確実にそうした人が知内町に戻ってくる、または来ていただくということを前提にですね、各課また教育関係とも協議しながら対応策を考えていきたいと考えております。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

人数的と言いましょうかね、年間どのくらいの方が奨学金制度を使っているのかというところもあるんでしょうけれども、今、先ほど言ったようにね、向学心と能力があるにも関わらず経済的な理由によりというところがおそらくあると思うんですけれども、その辺りの所

得の制限だとかもあるんでしょうけれども、その辺のものを使いやすくするような所得制限の軽減だとかいろいろと考えていただいて、若者がこの町に戻って来るような流れを作っていただきたいなというところで、私の質問を終わらせていただきます。答弁要りません。

◎　議　　長（伊藤政博）

これで、一般質問を終わります。

◎　議　　長（伊藤政博）

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

令和３年第１回定例会上程議案の説明をさせていただきます。議員の皆様には大変お忙しい中、令和３年知内町議会第１回定例会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、議案２５件、同意２件であります。

議案第１号の知内町木質バイオマス事業振興基金条例の制定については、基金条例を新たに設定するものですが、木質資源貯蔵施設の指定管理者から協定に基づき、利益の配分が町に納付されることから、木質資源貯蔵施設の機械の修繕等に充てるために基金に積み立てするものであります。

議案第２号の令和２年度知内町一般会計補正予算（第１２号）については、歳入歳出それぞれ９，７１７万円を減額し、総額を５２億８，６０８万３千円とするものであります。補正の主な内容は、コロナ感染症の影響により各種事務事業の縮小による減額と、総務費の財政調整基金積立金に９，６００万円の追加など、差引によるものであります。

議案第３号から議案第７号までは、知内町国民健康保険事業特別会計他４特別会計の令和２年度補正予算であります。事業費の確定等により５特別会計合わせて８，３１８万２千円を減額し、総額１３億９，００５万２千円とするものであります。

議案第８号の令和２年度知内町水道事業会計補正予算（第３号）については、年間給水量等業務の予定量の補正及び収益的収入・支出並びに資本的収入・支出を補正するものであります。

議案第９号の知内町まちづくり総合計画の変更については、前期５ヵ年の評価を基に本年からスタートする後期５ヵ年の中で、基本構想及び基本計画で必要な箇所を変更するものであります。

議案第１０号の地方自治法第２０３条及び第２０３条の２に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例については、選挙事務に関わる投票管理者等の報酬及び費用弁償支給を国会議員の選挙等の執行経費の計上に関する法律第１４条に定める額に合わせるものであります。

議案第１１号の知内町税条例の一部を改正する条例については、入湯税の日帰りで６５歳以上及び身障手帳等の交付を受けている方を課税免除とするものであります。

議案第１２号の知内町子育て支援交付金支給条例の一部を改正する条例については、出生児１人につき現行５万円を７万円とするものであります。

議案第１３号の知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法施行令の一部改正の政令が施行され、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の見直しなどを改正するものであります。

議案第１４号の知内町介護保険条例の一部を改正する条例については、高齢者健康福祉事業及び介護保険事業の第８期計画策定年度である本年、介護保険料を月額１００円引き上げ５，４００円に改正するものであります。

議案第１５号の知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については、介護保険事業計画期間に合わせ、３年に１度大規模に行われる厚生労働省令の改正を受け、該当となる基準条例の改正をするものであります。

議案第１６号の知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定については、本年度から３年間の第８期計画を策定したいので、議会の議決をお願いするものであります。

議案第１７号の知内町教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例については、現行５人の委員を１名減員し、４名とするものであります。

議案第１８号の知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定については、本年３月で指定期間が満了することから、４月から５ヵ年の管理者として(株)スリーエスを再指定するものであります。

議案第１９号から２５号までは、一般会計他５特別会計と水道事業会計の令和３年度予算であります。

議案第１９号の令和３年度知内町一般会計予算についてでありますが、予算の総額を歳入歳出それぞれ令和２年度当初予算と比較して６億３，２４５万９千円増の４５億８，２３２万６千円と定めるものであります。主な事業と致しましては、認定こども園整備事業、スミレ団地Ａ棟内部改修工事、中央公民館照明器具ＬＥＤ化工事などであります。

議案第２０号から２４号までの５議案は、知内町国民健康保険会計事業特別会計他特別会計の令和３年度予算であります。５特別会計合わせて予算の総額を歳入歳出それぞれ令和２年度当初予算と比較して７，３８４万９千円の増の１４億９，２０８万５千円と定めるものであります。

議案２５号の令和３年度知内町水道事業会計予算についてでありますが、業務の予定量、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出について定めるものであります。

同意第１号、第２号は、教育委員の任命で任期満了によるものであります。

議案の内容については、副町長及び担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

●　議案第１号　知内町木質バイオマス事業振興基金条例の制定について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第８、議案第１号、『知内町木質バイオマス事業振興基金条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

議案第１号、知内町木質バイオマス事業振興基金条例の制定について。

知内町木質バイオマス事業振興基金条例を次のように制定する。条例の制定の趣旨について説明致します。平成２６年度より木質バイオマスのエネルギー利用を推進しておりますが、その拠点として建設した木質資源貯蔵施設については、ＳＢフォレストに指定管理をお願いし、令和２年度から森林組合が単独で指定管理者となっております。この木質資源貯蔵施設から利益が見込まれることから、利益の半分を利益還元金として町に納付していただく協定になっております。従いまして、町はこれを基金に積み立て、今後のチッパー機等の修繕や更新の財源に充てるために、基金条例を制定するものであります。条例の内容につきましては、産業振興課長から説明を致しますので、よろしくお願いを致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

条例の内容についてご説明させていただきます。議案第１号の次のページお開きください。この条例は第１条の設置から第７条の町長への委任までの構成となっております。詳細につきましては、説明資料でご説明致しますので、予算説明資料見出しナンバー５、産業振興課３ページをお開き願います。条例の概要でありますけども、条例の制定の目的は、今、副町長がご説明したとおりでありますが、木質資源貯蔵施設において、安定的な利益確保が可能な体制となっているため、利益の５０％を還元金として納付していただき、この納付金を基金として積み立てて、今後想定されます機器類の更新等の財源とする条例となっております。条例の主な内容ですが、第１条の設置の目的から第２条の基金積立につきましては、今、ご説明した内容でございます。第３条、基金の使用に関しては、木質資源貯蔵施設における機械の更新や修繕、また、役場と中央公民館にございます木質バイオマスボイラーの更新等を想定しております。第４条から第７条では、基金の管理方法について記載しております。

最後に附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、令和２年４月１日から適用致します。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

失礼。８番、木村君。

◎　８　　番（木村　一）

只今、木質バイオマスの基金条例を説明を受けたんですけども、基金残高見込みで６年度まで一応こういう金額であったんですけども、仮に積立金は５０％、収益の５０％という形でこういうふうになって、基金条例で基金に積み立てるということになっているんですけども、これが例えば０となった時は、その時は積み立てなくてもいいということになるんですか。万が一の話で、仮定の話ですけども。

◎　議　　長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。利益が出た場合の２分の１を積んでいただく、納付していただくことですので、０であれば納付金も０になりますし、仮に赤字であれば納付金もそれは０になります。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

ちょっと確認のためにお聞きしたいと思います。今回、チッパー機だとかそういう形のものを更新の分ということなんですけども、先ほどの説明でありますと、機械ですから大体耐用年数が８年ということで、大体耐用年数に近付いてきているのかなということなんですけども、その辺についてもし入れ替えるとしたら耐用年数でやるのか、それともある程度壊れてどうしても更新しなきゃならないという時期を見極めて更新するのか、その辺についてまず１点お知らせ願いたいと思います。それから先ほど利益が出た分の話なんですけども、説明で言いますと、町内の場合は約３割、町外に販売は約７割ということなんですけども、町内の場合はこれ以上なかなか伸びることはちょっとすぐはできないのかなと思うんですけども、町外の販売ということになりますと、これからまだ伸ばしていくのか、それとも今の現状の部分だけで止めておくのか、その辺についてお知らせ願いたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。まずチッパーの更新ですけども、チッパーについては耐用年数８年。これは減価償却期間からきていますので、実際に更新するに当たってはできる限り長く使います。８年ですっぱり更新するというふうには考えておりません。それから町外へ出ているチップ、販売しているチップのウエイトの方が高い訳ですけども、実際に現時点でも町外からの引き合いというのは非常に高くてですね、逆にそんなに出せないよって言って抑制しているような状況であります。何で町外がウエイトがと言うか、需要が高いかっていうのは道内各地で木質バイオマスを原料にした発電が盛んに今、進められておりますので、そういった関係で引き合いが強いんですけども、あくまでも地域の熱エネルギーとして使うのが最優先で考えていますので、それで余剰の分だけを町外に販売するという考え方でおります。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

そうしますと、耐用年数もそうですけども、今の説明でありますとそういう部分で機械がどうしても寿命という、言葉で言いますとあれなんですけども、ただ、前もこのチッパー機は確かドイツ製でしたっけ。外国製で。今、先ほどの全協の部分で国産のやつも今、手に入るようなこと言っていたんですけども、もしこれからそういう機械を入れ替えるならやっぱり国産の方を意識するのか、それともあくまでもやっぱり性能とか海外のものどちらでもいいけど、選ぶのか、その辺についてもう１回お知らせ願いたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

ご説明致します。現在はドイツ製です。今後選ぶに当たっては性能と価格とですね、両方そのバランスを見ながら判断していくことになると思いますが、可能であれば、メンテナンスなどの面からみると国産の方がしやすい面はあると思いますので、その辺も考慮して考えていく必要があると思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

先ほどちょっと聞くのを忘れたんですけども、余剰の分で町外に販売するということなんですけども、うちの実際問題としてこれを先ほど２つバイオ発電所、小学校ですか、町外の部分で。これ以上はまずあとは販売できるとしたらどのぐらいの余剰と言えば変ですけども、町外に販売するっていう形になるとどのぐらい見込めるのか、それともこれ以上は見込めないのか、どうなんですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

ご説明します。現在ぐらいの生産量というのが一つ標準的な量なのかなと思っています。ただ、知内に限らず周辺町からもそういった未利用材って言いますか、不良木が沢山入ってくれば外に販売できる量も増えますので、多少の波はあると思いますけども、現在ぐらいのボリュームが標準であろうと思っています。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第１号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩致します。

再開は、午前１１時と致します。

（　休憩　午前１０時４２分　）

（　再開　午前１１時００分　）

◎　議　　長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

● 議案第２号　令和２年度知内町一般会計補正予算（第１２号）について

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第９、議案第２号、『令和２年度知内町一般会計補正予算（第１２号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

議案第２号、令和２年度知内町一般会計補正予算（第１２号）について。

令和２年度知内町一般会計補正予算（第１２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９，７１７万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５２億８，６０８万３千円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正です。第２条、地方債の追加及び変更は、「第２表　地方債補正」による。

繰越明許費の補正です。第３条、繰越明許費の追加は、「第３表　繰越明許費補正」による。

歳出の方からご説明しますので、５６ページをお開き願いたいと思います。５６ページです。１款１項１目議会費から３７８万円を減額し、３，９０５万２千円とするものであります。１節報酬から１８節負担金補助及び交付金まで決算見込みにより不用額と見込まれる額の減額であります。なお、これ以降、決算見込みに対応した減額につきましては、説明を省略させていただきますので、よろしくお願いします。

続きまして、５７ページです。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費から６４５万５千円を減額し、４，９１９万円とするものであります。８節旅費から１８節負担金補助及び交付金まで決算見込みによります減額です。

続きまして、５９ページです。３目財産管理費から３７６万４千円を減額し、３，２４１万円とするものであります。７節報償費から１７節備品購入費までこれも決算見込みによる減額でございます。

続きまして、６１ページです。４目財政調整基金費に９，６１０万６千円を追加し、３億３，３１１万８千円とするものであります。これは２４節積立金で財政調整基金積立金に９，６００万追加していますが、これにつきましては、今回の決算見込みにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響により既存予算の歳出不用額が大幅に増えたことから、その分を積み立てるものです。その他につきましては、決算見込みにより対応した追加、減額となっております。

続きまして、６２ページです。６目企画総務費から３２５万５千円を減額し、２３０万８千円とするものであります。８節旅費と１８節負担金補助及び交付金の決算見込みによる減額です。

続きまして、６３ページ、７目広報費に２１万９千円を追加し、３０６万３千円とするも

のであります。８節旅費と１０節需用費の決算見込みによる減額です。

続きまして、６４ページ、１０目地域会館管理費から６６１万４千円を減額し、９，５８６万５千円とするものであります。１０節需用費から１７節備品購入費まで決算見込みによる減額でございます。

続きまして、６５ページ、１１目自治振興費から１，０１７万５千円を減額し、１億７，２１９万円とするものであります。７節旅費から１８節負担金補助及び交付金まで決算見込みによる減額で、この内、１８節負担金補助及び交付金の中で１００万円を超える減額がありますが、事業量が少なかったことによる減額になっております。

続きまして、６７ページ、１２目職員厚生管理費から４４万２千円を減額し、２０２万６千円とするものであります。１節報酬と１２節委託料の決算見込みによる減額でございます。

次に６８ページ、１３目マイクロバス運営費から１０万５千円を減額し、２５２万５千円とするものであります。１１節役務費と２６節公課費の決算見込みによる減額です。

続きまして、６９ページ、１５目地域創生推進費から３３１万円を減額し、２３９万９千円とするものであります。８節旅費から１８節負担金補助及び交付金まで決算見込みによるもので、この内、１８節負担金補助及び交付金の中で知内町移住就労者支援事業補助金が全額減額となっておりますが、これは事業対象者がいなかったことによるものでございます。

続きまして、７０ページ、１６目新型コロナウイルス感染症対策費から１，９６８万２千円を減額し、６億４，３１９万８千円とするものであります。１節報酬から１８節負担金補助及び交付金まで決算見込みによるものですが、この内、１７節備品購入費の中で、新型コロナウイルス感染症対策備品購入費の一部１００万円と、１８節負担金補助及び交付金の中で、事業持続化支援金（製造業等）５０万、同じく事業持続化支援金（飲食業）１００万円が繰越明許として計上します。なお、事業持続化支援金（製造業等）は雇用調整助成金の交付を受けた事業者の社会保険料等の負担分の支援として。また、事業持続化支援金（飲食業）は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたスナック等への一時交付金として補正するものでございます。

続きまして、７２ページ、２項徴税費、１目税務総務費から１５万円を減額し、７４万３千円とするもので、８節旅費の決算見込みによる減額です。

続きまして、７３ページ、２目賦課徴収費から３１万２千円を減額し、１，５２７万２千円とするものであります。８節旅費から１２節委託料まで決算見込みによる減額です。

７４ページ、３項１目戸籍住民登録費から３６万４千円を減額し、２，８０２万４千円とするものであります。１０節需用費から１７節備品購入費まで決算見込みによるものです。

続きまして、７５ページ、４項選挙費、１目選挙管理委員会費から２３万４千円を減額し、８７万７千円とするものであります。１節報酬と８節旅費の決算見込みによる減額です。

続きまして、７６ページ、５項統計調査費、１目人口農林商工教育統計調査費から１１７万４千円を減額し、２６６万６千円とするものであります。１節報酬から１３節使用料及び賃借料まで決算見込みによるものです。

続きまして、７７ページ、６項１目監査委員費から３１万８千円を減額し、８０万９千円とするものであります。８節旅費の決算見込みによるものです。

続きまして、飛んで、１１８ページお願い致します。１１８ページです。９款１項１目消防費から４３５万６千円を減額し、２億３，１４０万２千円とするものであります。決算見

込みによる減額でございます。

続きまして、１１９ページ、２目災害対策費から２８万５千円を減額し、２億４，４３６万３千円とするものであります。１１節役務費から１８節負担金補助及び交付金まで、決算見込みによるものでございます。

続きまして、１３９ページをお開き願いたいと思います。１３９ページです。１２款１項公債費、１目元金から８万５千円を減額し、５億６，９９７万６千円とするものであります。決算見込みによるものです。

続きまして、１４０ページ、２目利子から６万円を減額し、２，１８４万６千円とするものであります。決算見込みによるものです。

続きまして、１４１ページ、１３款１項１目職員等給与費から３，３０７万６千円を減額し、６億９，９７９万８千円とするものです。１節報酬から４節共済費まで、決算見込みによるものでございます。総務課は以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に、生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

７８ページをお開きください。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費から６２２万を減額し、３，８３４万７千円とするものです。主なものは、２７節繰出金で国民健康保険特別会計の繰出金を実績に基づき６１７万７千円を減額するものです。

７９ページです。３目老人福祉費から２３７万２千円を減額し、１億３８１万円とするものです。７節報償費から１８節負担金補助及び交付金まで新型コロナウイルスの感染防止対策により実施できなかった事業があったことや、事業費の確定などにより不用と見込まれる額をそれぞれ減額し、２７節繰出金では後期高齢者医療特別会計の繰出金を実績に基づき減額するものです。

８０ページです。４目心身障害者特別対策及び母子等福祉費に１，０８１万３千円を追加し、１億７，０３５万２千円とするものです。１節報酬から１８節負担金補助及び交付金まで、子ども発達支援等各事業の実績見込みにより減額。１９節扶助費では、制度改正により報酬単価が増加したこと及び障害福祉サービスの利用者が増加したことによるものです。

８１ページです。５目介護保険費に２９９万８千円を追加し、９，９５４万２千円とするものです。２７節繰出金、介護保険特別会計の繰出金を追加するものです。

８２ページです。２項児童福祉費、１目児童福祉総務費から３５万円を減額し、１，９１１万１千円とするものです。出生数の減少により子育て支援交付金７名分を減額するものです。

８３ページです。２目児童措置費から３８８万５千円を減額し、１億２，５３９万円とするものです。１節報酬から１９節扶助費まで、実績見込みにより減額するものです。

８４ページ、４目認定こども園費から６０万円を減額し、１，５５０万円とするものです。入札減により確定した設計業務委託費を減額するものです。

８５ページです。４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費から４９３万２千円を減額し、３，２７９万円とするものです。１節報酬から１８節負担金補助及び交付金まで、実績に基づき減額するものです。

８７ページです。３目環境衛生費から１３万９千円を減額し、６１７万９千円とするもの

です。実績に基づいて減額するものです。

８８ページです。４目診療所費から８２３万４千円を減額し、３，７５３万円とするものです。１２節委託料、１３節使用料及び賃借料で町営による知内町診療所の医師派遣業務を１１月と１２月の２か月分で計上しましたが、１２月から亀田病院の経営となったため、不用となる額を減額するものです。

８９ページです。５目保健医療総合センター管理費から１１４万１千円を減額し、９８９万９千円とするものです。実績に基づき減額するものです。

それから９０ページです。２項１目清掃費から４２６万６千円を減額し、１億３，８８７万５千円とするものです。実績に基づき減額です。

以上で生活福祉課の説明を終わらせていただきます。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に、産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

続きまして、産業振興課関係の補正予算についてご説明致します。

９１ページをお開きください。５款１項１目労働費から１６万４千円を減額し、１５万２千円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に９２ページ、６款農林水産業費、１項農業費、１目農業委員会費から３７万６千円を減額し、３９６万８千円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に９３ページ、３目農業振興費から５１８万円を減額し、８，８２３万９千円とするもので、決算見込みによる減額ですが、１８節負担金補助及び交付金の内、地域づくり総合交付金事業補助金（ニラ水圧式そぐり機の試験事業）につきましては、北海道の補助金が町経由ではなく、直接事業主体であるニラ生産組合に交付されることとなったため、６０万円全額を減額するものです。

次に９４ページ、４目農地費から２９０万６千円を減額し、４，２７１万８千円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に９５ページ、７目知内ダム管理費から８４万２千円を減額し、１，９６７万７千円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に９６ページ、２項林業費、１目林業総務費から１０万８千円を減額し、３５万５千円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に９７ページ、２目林業振興費に４０２万１千円を追加し、２，５６５万５千円とするものです。これは７節報償費の有害獣駆除謝金にシカ駆除分として不足が見込まれます１００万円を追加。８節旅費から１８節負担金補助及び交付金につきましては、決算見込みによる減額。２４節積立金につきましては、先ほど議案第１号で議決いただきました木質バイオマス事業振興基金として５００万円を追加するものです。

次に９８ページ、３目造林事業費から３０万５千円を減額し、３，２６６万９千円とするものです。これは決算見込みによる減額ですが、現地精査により施業内容の一部を変更したことから、道支出金が２５０万円増加となっているものの、売払収入が減となったため、その他財源で５４０万円の減となっております。

次に９９ページ、４目水源林造成事業費から１２万４千円を減額し、７１万５千円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に１００ページ、５目治山事業費から施設補修等が不要であったため、１１万６千円全額を減額するものです。

次に１０１ページ、３項水産業費、１目水産業総務費から１７万４千円を減額し、３３０万円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に１０２ページ、２目水産振興費から２１１万８千円を減額し、３，１３２万円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に１０３ページ、４項１目ものづくり産業振興費から３７５万円を減額し、１，８７２万８千円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に１０４ページ、５項地域産業担い手対策費、１目地域産業担い手対策事業費から３５万円を減額し、８４万６千円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に１０５ページ、２目地域産業担い手センター施設管理費から３万円を減額し、１７１万３千円とするもので、決算見込みによるものです。

次に１０６ページ、７款１項商工費、１目商工総務費から１２万５千円を減額し、２６万９千円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に１０７ページ、２目商工振興費から１４３万円を減額し、１，０９５万円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に１０８ページ、３目観光費から３４９万９千円を減額し、４７９万３千円とするもので、決算見込みによる減額ですが、地域おこし協力隊につきましては、新型コロナの感染拡大を踏まえ募集活動を中止したため、給料等が減額となっております。

次に１０９ページ、４目公園管理費から１１万２千円を減額し、２７０万４千円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に１１０ページ、５目物産館管理費から５万３千円を減額し、１，５７１万円とするもので、決算見込みによる減額です。

次に１１１ページ、６目健康保養センター管理費は補正額はありませんが、５８万２千円の財源更正を行うものです。

以上で産業振興課関係の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に、建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

１１２ページをご覧ください。建設水道課関係の予算であります。８款土木費、１項土木管理費、２目下水道整備費から９９４万２千円を減額し、１億２，１４７万円とするものであります。主なものと致しまして、１８節負担金補助及び交付金で４２７万６千円の減額です。これは浄化槽利用促進補助・利子補給で浄化槽の接続工事時に対象者が少なかったことによります。また、浄化槽設置補助金でありますが、当初、８基分の予算計上しておりましたが、５基の利用にとどまり４２０万円の減額になっております。２４節積立金、下水道事業整備促進基金積立金は１万４千円の追加であります。これは基金の利子の積立によるものです。２８節繰出金で５６８万円の減額で、特別会計の確定によるものであります。

１１３ページをお開きください。２項道路橋梁費、２目道路維持費から１７９万２千円を減額し、９，７１０万円とするものであります。内訳と致しまして、１０節需用費及び１４節工事請負費まで、精算及び工事請負費確定による減額であります。

１１４ページです。３目橋梁維持費から３８６万１千円を減額し、６，３２６万３千円とするものであります。内訳と致しましては、１０節需用費から１４節工事請負費まで、それぞれ事業費の確定、精算による減額であります。

１１５ページをお開きください。４目道路橋梁改良工事費から１２万円を減額し、６９万９千円とするものです。これは８節旅費、精算によるものです。

１１６ページであります。３項河川海岸費、１目河川総務費から２１７万４千円を減額し、４，７１９万１千円とするものです。１０節需用費から１４節工事請負費まで、精算及び委託費、工事請負費の事業確定による減額であります。

１１７ページになります。４項住宅費、１目住宅管理費で７６７万６千円を減額し、１億８７９万９千円とするものです。これは８節旅費から１４節工事請負費まで、精算及び事業費の確定による減額であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に、学校教育課長。

◎　学校教育課長（帰山亮一）

教育委員会関係予算の説明をさせていただきます。

１２０ページをお開きください。１０款教育費、１項教育総務費、１目教育委員会費から２５万円を減額し、１６２万２千円とするものです。内容は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、研修会等が中止になったことによりまして、８節旅費、１０節需用費でそれぞれ不用額を減額します。また、９節の教育長交際費につきましては、行事等の中止により減額するものです。

１２１ページです。２目事務局費から５９６万１千円を減額、９，１０７万３千円とするものです。内容につきましては、４節の共済費で、英語指導助手の社会保険料に不足が見込まれるため、不足分を追加させていただきます。７節報償費、８節旅費につきましては、研修会等の中止による不用額です。１２節委託料は、教職員、児童・生徒の検診数の確定により不用額を。１８節負担金補助及び交付金では、コロナウイルス等の影響により事業が中止になったための助成申請がなかったこと、あるいは検定助成については、事業費の確定によりそれぞれ不用額を減額します。２０節貸付金は、新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困窮する学生を見込みまして、今年度の特例として貸付額を増額したところですが、申込みがなかったということから不用額を減額します。２４節の積立金につきましては、奨学資金の償還見込み額及び積立預金の利子確定によりそれぞれ追加、減額するものであります。

次に１２２ページです。３目学校給食センター費から２５９万７千円を減額し、７，４５１万６千円とするものです。内容につきましては、８節旅費、１０節需用費、１２節委託料で不用と見込まれる額の減額。１７節備品購入費では、事業費の確定による不用額であります。また、１１節役務費では、食品の細菌検査において基準値超過がありまして、追加調査を実施したため、手数料を追加するものであります。

次に１２３ページ、２項小学校費、１目学校管理費から１１万８千円を減額し、８，０６４万２千円とするものです。内容につきましては、１節報酬で、小学校に配置している特別支援教育支援員の人件費で対象児童への支援時間数の不足による報酬額を追加するものであります。また、７節報償費では、感染症の影響で事業が中止となったことで不用になった謝

金の減額。また、学校プール管理人の報償につきましては、小学校プールで水温が上がらなかったこと、あるいは感染症対策でプールの利用を控えたということで不用となった人件費を減額するものであります。また、１０節需用費から１７節備品購入費につきましては、学校再開に係る感染症対策、学習保障等に係る支援事業、もう一つはＧＩＧＡスクールネットワーク構想に係る、事業に係るそれぞれの確定による不用額が主な内容になっております。感染症対策学習保障につきましては、国の二次補正の対応で小中学校各２００万、高等学校３００万を補助対象として２分の１国庫補助、町負担分は地方創生臨時交付金を財源として、９月定例会で１，２３２万円の予算を補正させていただいたところであります。入札見積り合わせ等による事業費の確定によりまして、不用額を減額させていただくところでありますが、今回、国の更に三次補正ということで、感染症対策の学校教育活動継続支援事業ということで、更に小中学校８０万、高等学校１６０万を補助対象としまして、今年度３月１日付で交付決定を受けまして、総額４６０万円の予算を消耗品、あるいは備品として予算計上させていただきました。詳細につきましては、予算説明資料で説明させていただきたいと思います。見出しナンバーの７番、教育委員会資料の２ページをご覧いただきたいと思います。事業内容につきましては、感染症対策、教職員研修等の支援、それから学びの保障に分かれておりまして、各学校の状況に応じまして、引き続き感染症対策を継続するための消毒用のアルコールの追加補充や、先の予算に計上しておりました予算の中で整備仕切れなかった空気清浄機など備品を整備する予定になっております。なお、空気清浄機など全国的に品薄の状況で年度内の調達は難しいという状況であることから、予算全額を翌年度に繰り越すことで承認を受けております。予算書の１２３ページに戻っていただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症対策の関係では、１０節の需用費で、消耗品５３万円の追加というふうになっておりますけれども、内訳としまして、９月で予算計上して確定によります９月補正分の減額が１８万１千円、更に今回、追加補正となる７２万円を相殺しまして、差引５３万円を追加している内容になっております。また、１７節の備品購入費につきましては、教職員研修備品として３万円の追加、学習保障として３４万２千円、感染症対策備品８０万４千円の追加となっておりますけれども、９月予算計上額の学習保障と感染症対策の確定によるものの減額が３０万４千円と、今回、新規に追加となる１４８万円を相殺して１１７万６千円の追加というふうな内容になっております。感染症対策全体では、確定不用額が４８万５千円を減額させていただきまして、追加補正額２２０万、差引で１７１万５千円というふうになっております。次にＧＩＧＡスクールネットワーク関係の分ですが、１１節役務費で、学校の休業による遠隔学習を想定しまして、今年度に限って通信料を負担するということで予算計上しておりますが、遠隔学習の必要がなくなったことから全額減額させていただきます。また、１２節委託料につきましては、校内通信ネットワークの整備が入札等により額が確定しましたので、不用額減額します。１７節備品購入費については、ＬＴＥの通信機器、遠隔用学習用備品それぞれ見積り合わせによる不用額の減額です。合わせて補正額の計上はございませんが、１７節備品購入費に予算計上しておりましたタブレット端末の関係について説明させていただきたいと思います。予算説明資料の教育委員会資料１ページをご覧いただきたいと思います。補助対象額の変更及び予算の繰越についてであります。まず、補助対象額ですが、当町の場合、限度額が１８０台分というふうになっておりまして、その範囲内の整備ということで、整備予定１７２台全て対象となるということで交付決定を受けました

ので、補助金額の追加補正をさせていただいております。また、予算の繰越ということになりますが、補助金の交付を９月に受けまして、その後、９月議会で予算計上、入札執行で事務手続を進めてきたところなんですが、１１月に行いました指名競争入札において、年度内納品が困難ということの理由で指名業者全てが辞退し、入札が中止となったところであります。その後、一般競争入札に切り替えまして、広く参加利用者を募ったところですが、これも参加申込がなく中止になった経緯がございます。量販店や大手のＯＡ機器取扱店にも打診してみたところなんですが、当町が整備を希望しているｉＰａｄにつきましては、特に納品時期の確定が難しい状況にございまして、年度内の納品に向けて、北海道教育委員会やら文部科学省からのアドバイスも受けながら、部分発注等の可能性も検討してきたところですが、最終的に年度内納品が困難ということで、判断をさせていただきました。このため、予算を繰越させていただいて、新年度でタブレット端末を整備する予定としております。小学校、中学校に不自由をお掛けすることになりますが、当面、現在使用しているタブレット端末、パソコン教室でのパソコンで運用していただくことでお願いしているところであります。予算書１２４ページに戻っていただきたいと思います。１８節負担金補助及び交付金、２６節公課費については、不用額の減額になります。

次に１２５ページ、２目教育振興費から１８２万９千円を減額しまして、９１９万円とするものであります。内容につきましては、１０節需用費で、５年に一度改訂される小学校教科書の教員用の指導書購入のための費用でありますが、デジタル指導書を１年単位のＷｅｂ版に切り替えて購入したということで、不用額を減額します。また、１９節扶助費につきましては、対象世帯の減少及び修学旅行や宿泊研修の日程変更、規模縮小により不用額を減額するものであります。

次に１２６ページになります。３項中学校費、１目学校管理費から１８８万４千円を減額して、４，６５５万４千円とするものです。内容につきましては、１０節需用費から１４節工事請負費まで、事業費の確定、不用と見込まれる額の減額です。１８節負担金補助及び交付金では、新型コロナウイルス感染症の影響で中体連などの各種大会が中止になりまして、運営費負担、あるいは遠征費等で不用となった額を減額するものであります。また、小学校と同じく新型コロナウイルス感染症対策の関係では、１０節需用費で、消耗品６５万円を追加し、１７節備品購入費では、感染症対策ということで１４万６千円の追加となっております。次にＧＩＧＡスクールネットワーク関係です。１１節役務費で、通信料の全額減額負担。１２節委託料につきましては、校内通信ネットワーク整備の額の確定ということで不用額の減額をするものであります。１７節備品購入費、それぞれ見積り合わせで不用額の減額になります。

次に１２７ページ、２目教育振興費から８７万円を減額しまして、４７８万６千円とするものであります。内容につきましては、１９節扶助費、こちらも対象世帯の減少及び修学旅行等の規模縮小により不用と見込まれる額の減額になります。

次に１２８ページです。４項高等学校費、１目学校管理費から３００万１千円を減額し、５，６９５万２千円とするものです。内容につきましては、７節報償費、８節旅費については、感染症の影響によりまして、講演等の中止、各種会議の中止により不用となった謝金、旅費をそれぞれ減額します。１３節使用料及び賃借料では、図書管理ソフト使用料の額の確定による減額。１８節負担金補助及び交付金については、実績見込みにより不用額を減額す

るものであります。また、小中学校と同じく新型コロナウイルス感染症対策関係、１０節需用費での消耗品、１７節備品購入費での感染症対策、それぞれの追加補正となっております。次にＧＩＧＡスクールネットワークですが、１２節委託料で校内通信ネットワーク、高校の分の整備が完了、確定したため、不用額を減額するものであります。

次に１３０ページ、２目教育振興費から１２１万４千円の減額で、５６７万３千円とするものです。内容は、７節報償費から１７節備品購入費まで、額の確定、実績見込みにより不用となる額をそれぞれ減額するものです。

次に１３１ページ、５項幼稚園費、１目幼稚園管理費から１０８万６千円を減額し、９９３万５千円とするものであります。内容は、１節報酬から１８節負担金補助及び交付金まで、それぞれ不用と見込まれる額の減額になります。

次に１３２ページです。２目教育振興費では１０万５千円を減額し、４７万８千円とするものです。内容は、１０節需用費で不用と見込まれる額の減額になります。

次に１３３ページになります。６項社会教育費、１目社会教育総務費から４２９万８千円を減額し、１，０６８万６千円とするものです。内容は、１節報酬及び８節旅費については、感染症拡大の影響により各種会議、研修会が中止になったことにより減額するものであり、１２節委託料、１８節負担金補助及び交付金では、不用と見込まれる額の減額になります。

次に１３４ページです。２目公民館費から３０８万２千円を減額し、３，３５９万６千円とするものです。内容は、１節報酬から１０節需用費につきましては、不用と見込まれる額の減額。１２節委託料と１４節工事請負費では、事業費の確定による減額になります。

次に１３５ページです。３目郷土資料館費から５９万４千円を減額し、２８７万２千円とするものです。内容は、７節報償費から１３節使用料及び賃借料まで、不用と見込まれる額の減額です。

次に１３６ページ、４目青少年交流センター管理費から１０万６千円を減額し、１，０５７万５千円とするものです。内容は、１４節工事請負費で、事業費の確定による減額です。

次に１３７ページになります。７項１目保健体育費から６８７万円を減額し、７，１１６万３千円とするものです。内容は、１節報酬及び８節旅費については、感染症拡大の影響を受けて各種会議、研修会が中止になったことによる減額。１０節需用費から１８節負担金補助及び交付金まで、不用と見込まれる額をそれぞれ減額するものであります。

以上、教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

続いて、歳入・地方債・繰越明許費等の説明を総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

歳入です。６ページ、お開き願いたいと思います。１款町税、１項町民税、１目個人から２１５万９千円を減額し、１億５，０８７万３千円とするものであります。収入見込みによる減額と追加です。

以下、決算見込みによる補正については、節の説明を省略させていただきますので、よろしくお願いします。

７ページです。３項軽自動車税、１目種別割に３３万１千円を追加し、１，３６４万６千円とするものであります。

続きまして、８ページです。４項１目たばこ税から５４万９千円を減額し、３，１７８万

６千円とするものであります。
　続きまして、９ページです。５項１目入湯税から５８万２千円を減額し、１６０万８千円とするものであります。
　続きまして、１０ページです。２款地方譲与税、１項１目地方揮発油譲与税から２３万２千円を減額し、８６６万８千円とするものであります。
　続きまして、１１ページ、３項１目森林環境譲与税から５万８千円を減額し、１，１７０万２千円とするものであります。
　続きまして、１２ページ、３款１項１目利子割交付金から１５万円を減額し、３５万円とするものであります。
　続きまして、１３ページ、４款１項１目配当割交付金から２０万円を減額し、５０万円とするものであります。
　続きまして、１４ページです。５款１項１目株式等譲渡所得割交付金から２０万円を減額し、４０万円とするものです。
　続きまして、１５ページ、７款１項１目地方消費税交付金に２９７万５千円を追加し、１億２９７万５千円とするものであります。
　続きまして、１６ページです。１０款１項１目地方交付税に２３９万３千円を追加し、１８億２，７０７万２千円とするもので、これは歳出に対応した追加になっております。
　続きまして、１７ページです。１２款分担金及び負担金、２項負担金、３目農林水産業費負担金から８万７千円を減額し、６７２万３千円とするものであります。
　続きまして、１８ページです。１３款使用料及び手数料、１項使用料、１目総務使用料から１８万４千円を減額し、１万６千円とするものでございます。
　続きまして、１９ページです。３目農林水産業使用料から２万円を減額し、２９９万３千円とするものであります。
　続きまして、２０ページ、４目商工使用料から４５万円を減額し、１５万円とするものでございます。
　続きまして、２１ページ、６目教育使用料から５３万５千円を減額し、２，０４９万９千円とするものでございます。これは生徒数の減によって授業料が減額となっています。
　続きまして、２２ページです。２項手数料、１目総務手数料から４３万７千円を減額し、１９８万円とするものであります。
　２３ページです。２目衛生手数料から１６７万３千円を減額し、６１０万６千円とするものであります。ゴミ処理料の減額です。
　続きまして、２４ページ、１４款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金に６２６万５千円を追加し、１億５，０６９万円とするものでございます。
　続きまして、２５ページ、２目総務費国庫負担金から８５万円を減額し、４億２，８６３万５千円とするものであります。
　続きまして、２６ページ、２項国庫補助金、１目土木費国庫補助金から４８７万８千円を減額し、８，７４２万４千円とするものでございます。
　続きまして、２７ページ、２目教育費国庫補助金に１１７万円を追加し、２，５１５万９千円とするものであります。
　続きまして、２８ページ、３目民生費国庫補助金に１７万２千円を追加し、２９２万９千

円とするものでございます。

続きまして、２９ページ、４目総務費国庫補助金に１，３４４万７千円を追加し、２億６，４１２万５千円とするものでございます。新型コロナの関係で追加しております。

それから３０ページです。３項委託金、１目総務費委託金から２千円を減額し、２１万１千円とするものであります。

続きまして、３１ページ、１５款道支出金、１項道負担金、１目民生費道負担金に１２１万４千円を追加し、９，７４５万７千円とするものでございます。

続きまして、３２ページ、２項道補助金、１目総務費道補助金に１００万円を追加し、２２４万２千円とするものでございます。地域づくりの交付金が追加になっております。

続きまして、３３ページ、２目民生費道補助金に２６３万８千円を追加し、１，３７０万９千円とするものでございます。

続きまして、３４ページ、３目農林水産業費道補助金から３６４万１千円を減額し、９，７１０万４千円とするもので、事業の実績によって減額となっております。

続きまして、３５ページです。４目教育費道補助金に５７８万６千円を追加し、２，２９０万円とするものでございまして、地域づくりの公民館の長寿命化等についておりますので、これを追加しております。

続きまして、３６ページ、８目地域創生推進費道補助金から７５万円を全額減額するもので、歳出でも説明しました移住者支援事業が行われなかったことによるものでございます。

続きまして、３７ページ、３項委託金、１目総務費委託金から１１６万５千円を減額し、９９０万２千円とするものでございます。

それから３８ページです。３目商工費委託金から７万４千円を減額し、６４万５千円とするものでございます。

３９ページです。１６款財産収入、１項財産運用収入、２目利子及び配当金に１０万３千円を追加し、７９万９千円とするもので、各利子がついております。

それから４０ページです。２項１目財産売払収入から５４０万円を減額し、１億２，５００万円とするもので、町有林の売払収入が減額となっております。

続きまして、４１ページです。１８款繰入金、１項１目特別会計繰入金から３０万１千円を減額し、７５４万５千円とするもので、介護保険の繰入金が減額となっております。

４２ページです。２項基金繰入金、１目積立金繰入金から８，７６３万２千円を減額し、１億３，２１４万３千円とするもので、各基金の繰入金が確定しましたので、減額しております。

続きまして、４３ページです。２０款諸収入、１項延滞金加算金及び過料、１目延滞金に６万５千円を追加し、１４万５千円とするものです。

続きまして、４４ページ、３項貸付金元利収入、３目奨学資金貸付収入に４２万２千円を追加し、６１２万２千円とするものであります。

続きまして、４５ページ、４項受託事業収入、１目総務費受託事業収入から２０万円を減額し、５５０万円で簡易郵便局の受託収入が減額となっております。

それから４６ページ、５項１目雑入に２９７万円を追加し、２，３７４万８千円とするもので、先ほど議案第１号で制定致しました木質バイオバス事業振興基金条例に基づく指定管理者還元金納付金が新たに追加されております。

続きまして、４７ページ、２目診療所収入から８４５万７千円を減額し、９０８万３千円とするものでありまして、これは歳出で説明しました知内診療所が１１月分だけということで減額になっております。

続きまして、４８ページです。２１款１項町債、２目土木債から１，０１０万円を減額し、１億１，７４０万円とするものでありまして、実績に基づく減額になっております。

４９ページ、３目教育債から１００万円を減額し、８８０万円とするものでありまして、これも歳出で説明しました分が減額になっております。

５０ページです。４目消防債から４４０万円を減額し、２億２，７８０万円とするものでございまして、これも実績に基づいて減額するものでございます。

それから５１ページ、５目民生債から５０万円を減額し、２，０５０万円とするもので、これも実績に基づきまして、減額と子ども医療費に実績に基づいて追加しております。

続きまして、５２ページ、６目農業債から６０万円を減額し、２，０２０万円とするものでありまして、これも事業の確定で減額であります。

５３ページ、８目林業債から６０万円を減額し、６４０万円とするもので、町有林整備事業の減額によって決算としております。

それから５４ページ、９目総務債から６３０万円を減額し、１億３３０万円とするもので、これも実績に基づいて減額となっております。

続きまして、５５ページ、１１目減収補填債に６２４万５千円を新たに追加するもので、これは新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減少が生じる消費者流通に係る税目について、今年度限りの措置として対象税目に追加したことから補正するものでございます。

続きまして、３ページをお開き願いたいと思います。３ページ、第２表地方債の補正でございます。まず、追加でございまして、今、説明しました減収補填債を限度額６２４万５千円で設定。起債の方法、利率、償還の方法は、従来と変わりありませんので、説明は省略させていただきます。

続きまして、４ページ、変更でございます。道路橋梁債から地域活性化事業債まで、先ほど歳入の詳細のところで説明しました町債の補正に対応して限度額を補正するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、５ページです。第３表繰越明許費補正でございます。追加で、新型コロナウイルス感染防止対策備品購入事業から学校保健特別対策事業まで、先ほど歳入、歳出で補正しました次年度への繰越分というふうになっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は先例により、歳出から款ごとに行います。

最初に１款議会費。

（「なし」の声あり）

続いて、２款総務費。

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

６５ページ。６５ページの１８負担金補助及び交付金の部分で、空き家状況の関係なんですけども、いろいろとね、議員の中でも勉強させてもらったんですけれども、やはりこの除去の件数、今、見ると２件、今年は２件程なのかな。空き家、結構町中に皆さん調査してあるとは思うんですけども、やはり何か使いづらい部分があるのかなというふうに思うんです。その辺何か使いやすいような方法って、やっぱりないのかどうなのか、ちょっともう一度お願いします。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。今のご質問の内容についてですけども、まず、空き家の除去について、これについては、今年度は申請の方が２件しかございませんで、それに伴う予算の減額となっております。あと空き家の利用という部分については、リフォーム支援という部分で、これも予算の方計上しておりましたけども、こちらについても利用の申込みはなかったところでございます。ただですね、次年度に向けてはリフォームについては、今までは居住の用に供するという条件でやっておりましたけども、それを売買するですとか、賃貸するですとか、そういった部分についてもこのリフォームの補助を適用させていこうというところでおりますので、利用促進の方をこういった形で図っていきたいと考えております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に総務費ございませんか。

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

６７ページなんですけれども、これここで聞いていいのかどうかちょっと私もわからないんですけれども、このストレスチェック委託料、料金のことじゃないんですけれども、どの程度のストレスを抱えてらっしゃる方がいらっしゃって、その対処法とかって考えているのか。ここで聞いていいんでしょうかね。もし、お答えできるのであれば、お知らせ願いたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

ご説明致します。今年度につきましては、もう既に１１月に実施しておりまして、人数的には４名の方がこのチェックにかかっておりまして、その４名の方をですね、衛生委員会という、職員とですね、専門医と合わせた委員会が構成されておりまして、その中でその４名の方とですね、お話し合い、今しましてですね、例えば睡眠が不足している方については、受診を進めたりですね、そういうような形で今やっております。ただちょっと産業医がですね、山内先生いらっしゃらなくなってからですね、今、亀田病院の方とお話してましてですね、４月からはお願いしようと思っていますけども、ちょっと今、不在なんです。その部分、保健センターの保健師も入っていますので、そちらの方と繋いでですね、診療所とまたちょっとタイアップして今、進めている最中です。

◎　議　　長（伊藤政博）

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

はい、わかりました。やっぱり気持ちいい職場、気持ちよく働けるような環境に、やっぱり管理職さんなり皆さんで頑張って、本当に気持ちいい職場にしてもらえたらなと思いますので、よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

質疑の途中でありますが、昼食のため、暫時休憩致します。

再開は、午後１時ちょうどと致します。

（　休憩　午前１１時５７分　）

（　再開　午後　１時００分　）

◎　議　　長（伊藤政博）

それでは、休憩を取り消し、会議を再開致します。

今、２款総務費の質疑中であります。引き続き質疑を行います。

２款総務費、質疑ございませんか。

９番谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

ちょっと確認のために６０ページなんですけども、確認のためにちょっとお聞きしたいと思います。ＡＥＤの部分、２５万３千円減額になっているんですけども、これは台数なのか。それとも１台当たりの単価がそういうふうになってこの金額なのか。まずお知らせ願いたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

ご説明致します。執行額の残ということで、台数につきましてはそのままですけども、入札、見積り合わせでしたけども、それで減額になっています。

◎　議　　長（伊藤政博）

他にありませんか。

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

６５ページ、お願い致します。需用費の部分で、ドローンの部分、当初予算で９万９千円で全額になったんですけども、これもコロナによる講習が受けれないということで理解してよろしいんでしょうかね。まず一点。

それから空家の除去支援、先ほど山田議員さんも聞いたんですけども、これほとんど６００万の予算でほとんど１００万弱しか使っていないんですけども、その辺の部分でですね、やはり所管で見ますと、この資料を見たらですね、やはり空家の特定というか、早急にそういうものを除去しなきゃならないという物件が１５件ぐらい載っているんですけども、その辺についての、町としてはどのような形でこういうものをこれから処理していくのか、まずお知らせ願いたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

ご説明致します。私の方はドローンの講習関係ですけども、Ｒ１、令和元年度から職員に

２名ずつ受講させてですね、取得させる予定で、令和２年にも２名の予定で組んでおりましたけども、議員おっしゃったとおり、コロナ禍の関係でですね、受講がなくなりましたので、全額減額ということでなっております。

◎　議　　長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。空家の件なんですけども、町内に俗に不良住宅と該当される住宅が３０件程ございます。除去の補助金制度を利用していただいて、こういった不良住宅の除去というものに結びつけていきたいところであるんですけども、利用申請の方が伸びてはおりません。それで次年度につきましては、町の空家対策計画、こちらの改訂を行う予定です。そちらの中で不良住宅の除去に関しても、そういった町の予算の関係もございますし、どういった制度組みで利用しやすいようにしていけばいいのかというものを整理して、調整していきたいと考えているところです。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

課長の説明で、ちょっとマスクしているから、ちょっと全然何言っているかさっぱりわからなかったんだけども。ただ、所管のこの資料を見ますとですね、やはり１５件ぐらいですか、極端な言い方しますと、行政代執行とか、略式代執行とか、そういうものでやらなきゃならない。早急にやらなきゃならない物件が、やっぱり結構あるものですからびっくりしたんですけども、その辺について、町はね、どういう形でこれを推し進めていくのか。まずそういう物件から整理して、それから空家のいろんな形の今、町で考えていますリフォームだとかいろんな形のものがそれから出てくるのかなと。まず早急にそういうものをきちっと整理、私はしなきゃ駄目なんじゃないかなと思うんですけども、どうですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。先ほどの危険な空家、危険空家と解されるものについては、町内に数件ございます。そちらについても、付近の住宅に危害を及ぼすような物件につきましては、次年度ですね、町の条例改正等も必要になってございます。その中で緊急安全措置ということで、町の方で危険空家の対処については、今、検討していきたいと思っておりますので、ご理解の程よろしくお願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

ちょっと補足します。今、不良住宅、確かに多いんですけども、所有者並びに所有者と思われる方には、町の方としても接触はしているんです。ですけども、なかなか二代、三代前の住宅ですとかというようなこともあるものですから、なかなか本人と言いますか、所有者の同意を得られていないというところもあるということで、ご理解してください。それと併せてですね、それらについては、強制代執行ということも町としては考えていかなきゃない

時期も来ているということで考えております。それから、それらのものについては、強風等で飛散するということもあります。従いまして、それらについては、町の方で応急措置等の対策も今やっていますので、そういうことで整理をしておりますので、なかなか本人の同意も得られないで、補助金はあるんですけども、その補助金では不足だということで、なかなか手をかけていただけないということもありますので、そういうことで新年度以降についても、また、これについては、町の方でも対応を考えていきたいと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

ちょっと６９ページのことで、魅力発信広告委託料、この部分で２５０万で今回は５２万ぐらい余ったんですけども、この辺の部分でですね、うちの町としてはどういうような広告、魅力発信というものをどういうふうにやってきたのか。それから新名物ブースの出展、５５万全額当初予算から削ったんですけども、この辺についてもコロナとかそういうことの原因だと思うんですけども、その辺について町としては新名物というものはコロナに関係なくてもこれは町としては作っているというか、やってもらいたいと思うんですけども、その辺についての考えはどうなんですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。先に知内町魅力発信広告委託料。こちらについての説明ですけども、こちらの内容につきましては、実績報告書見出しナンバー２の１１ページ。こちらに、今年度行った事業の概要を載せております。行った内容としましては、今年度、新型コロナウイルス感染症の影響のためにですね、首都圏や札幌近郊に出向いてというようなイベント等はございませんでした。その代わりというような形ではありますけども、こちらの１番の事業内容ということでオンラインの移住相談会や、あと２番と致しまして、町の魅力発信ということで首都圏向けに新聞等、あとＷｅｂ広告等、そういった形で町のＰＲ等を行っております。あと事業費につきましては、２番に載せておりますけども、こういった形のＰＲ動画ですとか、委託料につきましては、１９８万ということで新聞広告、Ｗｅｂ広告、こういった形で利用しているところでございます。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

新名物ブース出展料に関してご説明致します。元々これは、かき小屋で作るですね、牡蠣飯のＰＲと合わせて地域の名物のＰＲということで、一昨年ですと、東京ですとか、札幌ですとかそういった場所で出展してＰＲするという仕組みで動いておりましたけども、これにつきましてもコロナの関係で、そういったイベントがなくなったこと、また、かき小屋の出展者の、事業者の状況、かき小屋が閉店しておりますので、そういった状況から今回減額するものでありますけども、その他の牡蠣飯以外の名物等につきましても、新年度予算でも今、ご提案させていただきますけども、新たなそういった商品開発ですとか、そういったものを

支援していきたいというふうに考えておりますし、既存である名物につきましても、ふるさと納税の制度などを通してですね、ＰＲを図っていければというふうに考えております。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

魅力発信の広告、長谷川課長の説明でわかるんですけども、ただ、やはりうちの町の、今の説明見ますと大都市が、ほとんど札幌とか、東京とか、大都市がメインで、これは昔からうちの町もそういう形でやっているみたいなんですけども、その辺についてもう少し地域を広げてもっともっとそういう部分での魅力発信というものを細かく、広く分散してやれることはできないのか、考えていないのかなということで、お知らせ願いたいと思います。それから課長が言いましたように、新名物とかなんとか、これもやはり新年度予算に新商品開発の部分でですね、何回もやっているけど、なかなかうちの「これが知内だ」っていう名物っていうか、そういうものが出てこないものですから、もう少しこういうものについて本腰を、コロナでなかなかできないかもしれないけども、もう少し地道に本腰を入れて素晴らしい商品開発というものを町としてもバックアップしてやれないのかなと思うんですけども、どうですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。今年度につきましては、先ほども言ったとおり、コロナウイルスの感染症の影響で、それぞれ出向いてご説明するという機会はありませんでした。次年度に向けてはですね、こういった、また、やっぱり新しい生活様式というものも取り入れまして、ＺＯＯＭですとか、そういったインターネットを活用して、より首都圏や札幌圏に囚われずに、より広く全国的にインターネット網を介した移住相談等に結びつけていきたいなということで考えております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎　産業振興課長（三原知明）

新名物について本腰を、ということについてご説明致します。おっしゃるとおり、いろんな名物は既にあるんでしょうけれども、それらのＰＲも必要ですし、また、先ほど申し上げた新商品開発への支援、それは財政的な支援だけではなくて、イベント等でのＰＲであったりだとか、先ほど申し上げたふるさと納税の中での取り上げ、ＰＲであるとか、そういったことを一体的にバックアップしていきたいというふうに思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

移住の就労支援で、これも当初予算から全額削られたんですけども、先ほどの説明ですと該当者がいなかったということなんですけども、これも町長が言っているように、これから第６次総合計画の中でも定住・移住とかいうことになりますから、そういう部分でですね、やはりこれを実行していく、やっていくというのは相手があるものですから、その辺がです

ね、どのような形でこれをもう少しきめ細かく充実した内容になれるのかなと思うんですけど、どうなんですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。今のご質問については、６９ページの１８節負担金補助及び交付金の移住就労者支援事業補助金、こちらについてのことということでよろしいですか。こちらについては、結果的には申請者、該当される方がいらっしゃらなかったので、実績は０となっておりますが、こちらについては、制度自体が国・北海道と町が連携して、東京の首都圏２３区から移住者が来られて、町で登録している事業者の方に就職された場合に、この補助金が支給されるという仕組みのものであります。これについては、実際まだ北海道、うちの町もそうなんですけども、北海道においても、ちょっと若干ＰＲの不足が感じられるところでありまして、東京に住まれている方々についても制度の中身についてまだよくわかっていられない、ＰＲがちょっと足りないところがあると思われます。次年度に向かいましては、町としても積極的にＰＲしていきまして、登録事業者をまず拡大していきたいと思っております。現在、町内に３事業者登録されておりますけども、まず登録をしていなければこの事業の補助金の該当にはなりませんので、まず登録事業者の方の追加を行っていきたいというところでございます。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

副町長。

◎　副 町 長（大野　樹）

補足しますけども、これは国の事業なんですね。それでかなりハードルの高い事業です。従って、これに則ってですね、補助金を支給するような仕組みとなるとかなりハードルの高いということで理解してもらえればということで思っています。ただ、先ほども言いましたとおり、移住・定住の関係でですね、担い手センター、これまで以上にですね、道外からの利用者が増えてきていますので、それらはですね、町の発信しております公式のＳＮＳ等で来ていただいているという人も多い訳ですから、そういうことでこれからも取り組んでいきたいということで思っています。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に２款総務費ございませんか。

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

８５ページに関してちょっとお尋ねします。いろんな医療費というか検診と予防接種等にいろいろと。

◎　議　　長（伊藤政博）

失礼。今、２款総務費ですので。

５番、吉田君。

◎　５　　番（吉田峰一）

６５ページの委託料ですね。それはそれでいいんですけども、実績の方にね、それと同じような説明があるんですけども、１２ページですね、この表を見ると、ダイヤ改正後がぐん

と使用する人が増えたよという表なんですね。８月とかでダイヤ変更になりました。８月の４４名から９月は１２０名ということなんです。例えば大きな数字だけ足していくと１０カ月分になりますけども、これをずっと足していくと８５６人という答えでいいんですよね。ということは、事業費の２番目にいきますけども、事業費６７８万６千円ということはこれだけの人を運ぶ、動かすのに６７８万６千円かかったと理解していいんですか。単純に割るとなんぼになります、１人当たり。８千円ぐらいになるんじゃないですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

暫時休憩。

休憩を取り消し、会議を再開します。

政策調整課長。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。デマンドバスの関係になりますけども、今、議員さんがおっしゃったことは費用対効果というか、１人当たりどのぐらいの経費がかかっているかという部分であると。すいません。ご説明致します。この１２ページの表でいきますと、Ｒ２年度は合計で８５６名になります。それで下の事業費、２番の事業費ですけども、合計で６７８万６千円ですので、割りますと１人当たり７，９００円という単価というか、費用になるというところであります。

◎　議　　長（伊藤政博）

５番、吉田君。

◎　５　　番（吉田峰一）

わかりました。約７，９００円近くもかかりますよということですね。じゃあこれではいじゃなくて、じゃあ今後ね、こういう１人当たり７千円、８千円近くもかかる。多分、今これ途中からダイヤ変更になったから８月以降は１５０人台に伸びていったというような説明だろうと思うんです。ということなんですけども、例えこれまともに１５０が、１８０がね、どんどん増えたって、１０カ月経ったって、例えば２千人ですよ。単純にこれを割ったにしてもね、大変なコストだと私は思うんです。それでどうしようということじゃないんですけども、この状況で何らかの対策を考えているのかなと。お聞きしたいんですけども。

◎　議　　長（伊藤政博）

政策調整課長。

◎　政策調整課長（長谷川将之）

ご説明致します。デマンドバスの運行につきましては、昨年からいろいろ経費、特に委託料関係が大きくなりますので、これについては見直しをというような意見もございますが、町としまして高齢者の外出の足ということで運行しております。特にこのグラフを見ていただければ昨年よりも町でＰＲ等致しまして、利用者の方も利用の仕方をいろいろ覚えていただきまして、増えてはきております。特に冬場については、冬期間の利用はかなり伸びてございます。今後ですね、これについては、経費の方は、縮減を検討していく際には、事業者の方と委託料についても経費の圧縮できないか、こういったところは調整していきたいとは思っております。以上でございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

いろいろ費用対効果だけ考えれば、今、議員の言われるように１人当たり８千円という非常に大きな負担になります。それで今、週１回から週３回に運行を変更した中で徐々に高齢者の利用率が上がっているという状況あります。そして地域交通会議でいろいろ制約もありますので、それを一回議論させていただいて、もう少し民間と行政と連携を取りながら、例えば小谷石地区なんかバス走っていただいていますけども、非常に乗車率が低いだとか、将来的にはそこに結びつける、デマンドとして結びつける対応策も必要だと思います。今の現状では、確かに費用対効果だけ考えれば採算合わない。ただ、これからどんどんどんどん２０２５年に７５歳以上の団塊の世代が高齢化するということで、２０２０年問題という、高齢化するという時期、そして知内町でいけば２０４０年までそれが続くだろうというデータもありますので、それらに対応するためには今ちょっと早いかもしれませんけど、このデマンドというのは必ず有効活用されるだろうと思っていますので、これからいろんな対策も含めて徐々にその経費、圧縮も含めて利用率の向上に結びつけて、そして地域交通会議の中で議論して、もう少し利便性をよくした走り方できないのかも議論した中で最終的に詰めていきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に２款総務費ございませんか。

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

７４ページのところ、戸籍住民登録費、需用費のところで、出生記念品２４万円減額になっております。設定した人数よりも生まれなかったというところだと思うんですけれども、今年、今、３月途中ですけども、何人程出生されたのかちょっとお知らせ願います。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。現在１３名出生というふうに押えております

◎　議　　長（伊藤政博）

他に総務費ございませんか。

ないようでありますので、続いて３款民生費です。

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

７９ページ、これも需用費のところですね。ゲートボール場の整備費で２０万円減額になっているんですけども、これ湯ノ里にもありますけれども、どちらの方のゲートボールの関係でしょうか。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

これにつきましては、湯ノ里のゲートボール場です。こちらはもうゲートボール場として使っておりませんので、今、町内には湯ノ里１箇所となっております。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

今こちらの河川敷の方がゲートボール場じゃないということで、今、見当たるところ、まだ椅子とかも残っているような状況じゃないですか。なければいいです。

◎　議　　長（伊藤政博）

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

先ほどは失礼しました。８５ページなんですけども、いろいろと医療関係において予防注射なり、いろいろと検診のこと。

◎　議　　長（伊藤政博）

ちょっとごめんなさい。度々ごめんなさい。３款ですので。４款になりますので。すいません。

民生費ございませんか。

ないようでありますので、終わって、４款衛生費になりますので。

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

ごめんなさい。勘違いしてて、緊張していました。いろいろと検診等、予防注射等して、予定してやっていたようですけども、凄い減額があると思うんですけれど、予防注射とかそういう減額の原因って何なんでしょうか。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

ご説明致します。実績報告書見出し４の１４ページお願い致します。予防接種の実績の状況ということで、これらの予防接種、例えば新生児分につきましては、当初は２０名分という予算の組み立て。それから定期・任意の予防接種の１５０万の減額の中には中学生で実施する子宮頸がんのワクチン、これの接種料の助成も入っておりまして、これ今現在受ける方が全くいない状況で、その分も合わせての減額となっております。

◎　議　　長（伊藤政博）

７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

このコロナ禍で受診がなかったということではないんですね。わかりました。何かあれば。

◎　議　　長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

先ほども説明致しました１４ページの予防接種の実施状況というところ見ていただけると、ほとんど対象児につきましては、ほぼ１００までいっていないのもございますけども、受けて、任意の予防接種に関しても受けている方もいます。ただ、検診に関しましては、コロナ禍で自粛、本人が感染予防のために自粛して受診されなかったケースもございます。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に４款衛生費ございませんか。

ないようでありますので、続いて５款労働費。
ないようでありますので、引き続いて６款農林水産業費。
ありませんか。
ないようでありますので、続いて７款商工費。
ないようでありますので、続いて８款土木費。土木費の質疑ございませんか。
ないようでありますので、続いて９款消防費。
２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

１１９ページ、１２の委託料のところですね。知内強靱化計画策定委託料というところでありますけども、これ今、策定している最中なのかな。もしくは終わったのか。内容をいつ頃お示しできるのか、ちょっとお知らせ願います。

◎　議　　長（伊藤政博）

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

ご説明致します。強靱化計画につきましては、今、策定中で、もうほぼ終了で、今、最終チェックしているところで、年度内には完成する予定ですので、完成しましたら町民の皆さん、議員の皆さんにお示しすることができると思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

２番、山田君。

◎　２　　番（山田顕人）

ガイドライン、国土強靱化地域計画策定ガイドラインの中にはですね、有識者会議みたいなもの、地域の人達だとか消防関係、防災関係の方だとか、その方達で会議を開いていろいろ地域に合ったものを作っていくというようなことが書かれているんですけども、そういう会議は開く予定はありますか。

◎　議　　長（伊藤政博）

総務課長。

◎　総務課長（西野俊一）

ご説明致します。議員おっしゃったとおり、そういうのが望ましいというような書き方、記載されていますけども、例えば町内会の連合会長ともご相談したんですけども、ちょっとコロナ禍でなかなか集まれないということで、一度、今、庁舎内でも今、点検していますけども、それを例えば町内会長さんに下ろしたりですね、その辺もちょっと今、考えていますけども、集まって会議をちょっと開きたかったんですけども、それはちょっとできないのかなということで、今、考えております。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に９款消防費ございませんか。
ないようでありますので、続いて１０款教育費。
７番、笠松君。

◎　７　　番（笠松悦子）

１２１ページなんですけれども、貸付金で奨学金の貸付金の返還が減額になってますけども、これはやっぱり借りたけど返せない状況の方々が多いということでしょうか。

◎　議　　長（伊藤政博）

学校教育課長。

◎　学校教育課長（帰山亮一）

ご説明致します。これは貸付金なので、償還金ではないんですけれども、ここに大きく減額になっておりますが、今回、コロナ禍の関係で、経済的に困窮する世帯の特例ということで、通常の年間の予算にプラスして、今回、３６０万補正させていただいたんですが、追加の借入の申込みがなかったということで、当初予算の不用額と追加した補正分、一括減額させていただいたという内容になっています。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に教育費ございませんか。

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

１２６ページの中学校の修学旅行キャンセル補助ということなんですけども、前も、この前、教育長に言いましたように、何とか修学旅行に変わるものが、何とかそういうもの作ってもらうことはできないのかということでお話した経緯あるんですけども、この辺についてやはり中学生の子どもさん、３年生の子どもさん達はある程度そういう行かなくても納得と言えば変ですけども、そういう形で理解してもらったということで、我々は理解してよろしいでしょうかね、どうですか。

◎　議　　長（伊藤政博）

学校教育課長。

◎　学校教育課長（帰山亮一）

ご説明させていただきます。中学生の修学旅行については、当初予定していた分が急遽キャンセルになったということで、ここの予算の中でキャンセル料を補助させていただいたんですが、何とか年度内に対応できないかということでですね、今、卒業式１５日ですが、その直前の１２日、１３日この２日間をもってですね、近場ですが、グリーンピア大沼まで修学旅行の代わりになる旅行ということで今、３年生を対象に実施する予定で準備している最中であります。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に教育費ございませんか。

ないようでありますので、続いて１１款災害復旧費。

続けて１２款公債費。

続けて１３款職員等給与費。

１１、１２、１３一括で質疑受けます。ございませんか。

ないようであります。

他に歳出全般で質疑ございませんか。

ないようでありますので、歳出の質疑を終わります。

そして、続いて歳入、地方債、繰越明許費一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第２号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第３号　令和２年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１０、議案第３号、『令和２年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

議案第３号、令和２年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について。

令和２年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ７，６２４万９千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億８，９３３万９千円とする。

２項でございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

歳出から説明致します。８ページをお願い致します。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費から３５万３千円を減額し、３５２万５千円とするものです。８節旅費で、不用と見込まれる額を減額するものです。

次に９ページです。２目国民健康保険団体連合会負担金から１８万２千円を減額し、４５９万８千円とするものです。負担金補助及び交付金で、不用と見込まれる額を減額するものです。

１０ページです。２項徴税費、１目賦課徴収費から２６万１千円を減額し、２０７万３千円とするものです。不用と見込まれる額を減額するものです。

１１ページです。３項１目運営協議会費から２４万３千円を減額し、７万４千円とするものです。１節報酬及び８節旅費で、不用と見込まれる額を減額するものです。

１２ページです。２款保険給付費、１項療養諸費、１目一般被保険者療養給付費から７，１０９万１千円を減額し、３億３，４９０万９千円とするものです。負担金補助及び交付金で、本年度の医療給付見込みにより減額するものです。

１３ページです。３目一般被保険者療養費から３３万２千円を減額し、４１６万８千円と

するものです。本年度の医療給付見込みにより減額するものです。

１４ページです。葬祭諸費、１目葬祭費から９万円を減額し、３６万円とするものです。本年度の死亡数の見込みの減によるものです。

１５ページです。６款保健事業費、１項１目特定健康診査等事業費から９８万１千円を減額し、２３０万８千円とするものです。１０節需用費並びに１２節委託料で、実績見込みにより減額するものです。

１６ページです。２項１目保健事業費から２１８万８千円を減額し、７９４万７千円とするものです。８節旅費から１７節備品購入費まで、実績見込みにより減額するものです。

１７ページです。１０款１項１目予備費から５２万８千円を減額し、１５３万１千円とするもので、予備費を減額するものです。

次に歳入です。３ページをお願い致します。１款１項国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税に１２５万９千円を追加し、１億１，２６０万６千円とするものです。収入見込みによりそれぞれ追加、減額するものです。

４ページです。２目退職被保険者国民健康保険税から２万２千円全額を減額するものです。退職者医療制度の廃止に伴い、対象者がいなくなったことによるものです。

５ページです。３款道支出金、１項道負担金、１目保険給付費等交付金から７，１５１万３千円を減額し、４億６９０万円とするものです。療養給付費の負担分の減額に連動して普通交付金を減額するものです。

６ページです。５款繰入金、１項１目一般会計繰入金から６１７万７千円を減額し、３，５１７万３千円とするものです。保険基盤安定繰入金の保険料軽減分及び保険者支援分、財政安定化支援事業繰入金でそれぞれ額の確定によるものです。

７ページです。７款諸収入、１項延滞金加算金及び過料、２目一般被保険者延滞金に２０万４千円を追加し、３８万４千円とするものです。収入見込みによるものです。

説明は以上です。ご審議よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第３号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第４号　令和２年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第５号）について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１４、議案第４号、『令和２年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第５号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

議案第４号、令和２年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第５号）について。

令和２年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４１万４千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７，９５２万９千円とする。

２項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明致します。４ページをお開きください。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費から１０万２千円を減額し、４２６万６千円とするものです。８節旅費で、不用と見込まれる額を減額するものです。

５ページです。２項１目徴収費から８万円を減額し、１７万８千円とするものです。１０節需用費から不用と見込まれる額を減額するものです。

６ページです。２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金から２３万２千円を減額し、７，４２７万６千円とするものです。額の確定により減額をするものです。

続いて歳入でございます。３ページをお願い致します。３款繰入金、１項１目一般会計繰入金から４１万４千円を減額し、３，０４４万５千円とするものです。事務費繰入金で総務費の実績見込みにより、保険基盤安定繰入金で額の確定に基づきそれぞれ減額するものです。

説明は以上です。ご審議よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりました。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第４号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第５号　令和２年度知内町介護保険特別会計補正予算（第４号）について

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第１２、議案第５号、『令和２年度知内町介護保険特別会計補正予算（第４号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第５号、令和２年度知内町介護保険特別会計補正予算（第４号）について。

令和２年度知内町介護保険特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第１条、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１８６万１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億４，５０６万３千円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１３５万２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２９０万円とする。

２項です。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

歳出から説明致します。２１ページをお願い致します。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費から６４万９千円を減額し、６４２万円とするものです。１０節需用費で実績見込みに応じて、１７節備品購入費で車両購入費の入札減により減額するものです。

２２ページです。３項介護認定審査会費、２目認定審査費から１０３万円を減額し、１１９万４千円とするものです。８節旅費から１２節委託料まで、実績見込みに応じて減額するものです。

２３ページです。２款１項保険給付費、１目介護サービス等給付費に５７６万６千円を追加し、４億４，６００万円とするものです。介護サービス等の給付見込みによる追加です。

２４ページです。２項１目高額介護サービス等給付費ですが、補正はございませんが、補助金等の交付見込みにより財源内訳の変更です。

２５ページです。２目高額合算介護サービス等給付費に７０万円を追加し、２５０万円とするものです。介護サービス等給付見込みによる追加です。

２６ページです。３項その他諸費、１目審査支払手数料ですが、補正はございませんが、補助金等の交付見込みによる財源内訳の変更です。

次に２７ページです。３款１項基金積立金、１目介護保険事業基金積立金に３０万１千円を追加し、１，６９８万１千円とするものです。介護保険事業基金積立金の追加です。

次に２８ページです。４款地域支援事業費、１項１目介護予防・生活支援サービス事業費から５１８万８千円を減額し、２，２１９万８千円とするものです。２節給料から１８節負担金補助及び交付金まで、実績見込みに応じて減額するものです。

２９ページです。２目介護予防ケアマネジメント事業費から１０万円を減額し、１５２万７千円とするものです。実績見込みに応じて減額です。

３０ページです。２項１目一般介護予防事業費ですが、補正はございませんが、財源内訳の変更でございます。

次に３１ページです。３項包括的支援事業費・任意事業費、１目包括的支援事業費から９

４万６千円を減額し、７８１万３千円とするものです。２節給料から８節旅費まで、実績見込みに応じての減額です。

３２ページです。２目任意事業費に１８万６千円を追加し、１３５万５千円とするものです。実績見込みに応じて追加するものです。

３３ページです。３目生活支援体制整備事業費から６０万円を減額し、１，２５７万４千円とするものです。実績見込みに応じた減額です。

３４ページです。４目認知症総合支援事業費ですが、補正はございませんが、補助金等の交付見込みによる財源内訳の変更です。

３５ページです。５目在宅医療介護連携推進事業ですが、同じく財源内訳の変更です。

３６ページです。５款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、２目償還金ですが、同じく財源内訳の変更です。

３７ページです。２項繰出金、１目一般会計繰出金から３０万１千円を減額し、２８５万３千円とするものです。実績見込みに応じて減額するものです。

次に歳入です。３ページをお願い致します。１款保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者保険料から３６７万５千円を減額し、９，３０７万８千円とするものです。収入見込みによる補正でございます。

４ページです。３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費負担金から２６３万９千円を減額し、８，０７４万７千円とするものです。なお、３款の８ページまでの補正理由は全て介護サービス事業の実績見込みによるものですので、補正額の説明のみさせていただきます。

５ページです。２項国庫補助金、１目調整交付金に７６万６千円を追加し、３，１５７万３千円とするものです。

６ページです。２目地域支援事業（介護予防事業）交付金から２８万５千円を減額し、５３１万９千円とするものです。

７ページです。３目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）交付金から１７８万３千円を減額し、６６９万８千円とするものです。

次に８ページです。４目介護保険事業補助金から１８万８千円を減額し、１２０万８千円とするものです。

９ページです。４款１項支払基金交付金、１目介護給付費交付金から８万５千円を減額し、１億２，３７８万８千円とするものです。介護サービス事業実績見込みに伴う第２号被保険者分の交付金の補正です。

１０ページです。２目地域支援事業交付金から４４万６千円を減額し、５６０万６千円とするものです。地域支援事業の見込みにより減額するものです。

１１ページです。５款道支出金、１項道負担金、１目介護給付費負担金に８２３万３千円を追加し、７，８５２万４千円とするものです。なお、このページから１４ページまでの補正理由は全て介護サービス事業の実績見込みによるものですので、補正額のみ説明させていただきます。

１２ページです。２項道補助金、１目地域支援事業（介護予防事業）交付金に６万１千円を追加し、２８６万３千円とするものです。

１３ページです。２目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）交付金から６３万５千

円を減額し、３６０万５千円とするものです。

１４ページ、７款繰入金、１項一般会計繰入金、１目介護給付費繰入金に８７万１千円を追加し、５，７５４万９千円とするものです。

１５ページです。２目地域支援事業（介護予防事業）交付金から４４万３千円を減額し、２３５万９千円とするものです。地域支援事業の実績見込みによる補正です。

１６ページです。３目地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）交付金から２８万２千円を減額し、３９５万９千円とするものです。同じく地域支援事業の実績見込みによる補正です。

１７ページです。４目その他一般会計繰入金から２５４万６千円を減額し、１，８３１万２千円とするものです。事業の実績見込みによる減額です。

次に１８ページです。５目低所得者保険料軽減繰入金に５３９万８千円を追加し、８２１万８千円とするものです。事業の実績見込みによる増額です。

１９ページです。２項基金繰入金、１目介護保険事業基金繰入金から５５３万５千円を減額し、４６３万９千円とするものです。介護給付費各種交付金等の見込みにより繰入を減額するものです。

２０ページです。３項１目介護サービス事業勘定繰入金に１３５万２千円を追加し、２９０万円とするものです。居宅支援サービス計画費収入増に伴う補正です。

続きまして、介護サービス事業勘定です。

歳出からご説明致します。４１ページをお願い致します。１款諸支出金、１項繰出金、１目保険事業勘定繰出金に１３５万２千円を追加し、２９０万円とするものです。２０ページで説明致しました居宅支援サービス計画費収入増に伴う補正です。

続いて歳入です。４０ページをお願いします。１款サービス収入、１項予防給付費収入、１目居宅支援サービス計画費収入に１３５万２千円を追加し、２９０万円とするものです。居宅支援サービス計画費収入増に伴う補正です。

説明は以上です。ご審議をよろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第５号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、休憩のため、暫時休憩致します。

再開は、２時１５分と致します。

（　休憩　午後１時５７分　）
（　再開　午後２時１５分　）

◎　議　　長（伊藤政博）

それでは、休憩を取り消し、会議を再開します。

●　議案第６号　令和２年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１３、議案第６号、『令和２年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

議案第６号、令和２年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について。

令和２年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。第１条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５１１万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億４，５１３万４千円とする。

２項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正であります。第２条、地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

歳出よりご説明致しますので、９ページをお開きください。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費を１６９万円減額し、１，５０３万５千円とするものであります。これは８節旅費から１８節負担金補助及び交付金まで、精算及び事業費確定による減額であります。主な要因と致しまして、１２節委託料で、法適用化基本計画策定業務委託の執行残によるものです。

１０ページをお開きください。２目施設維持費を３４２万円減額し、６，３０３万５千円とするものです。これは１０節需用費から１２節委託料まで、事業費の確定及び精算によるものです。主な要因と致しましては、１２節委託料で、公共下水道ストックマネジメント計画策定委託の執行残であります。

歳入をご説明致しますので、４ページをお開きください。１款使用料及び手数料、１項使用料、１目下水道使用料に１１５万円を追加し、３，８１５万円とするものです。これは４月よりこもれび温泉が接続されたことによる使用料の増加であります。

続きまして、５ページをお開きください。２項手数料、１目手数料に２０万円を追加し、７６万円とするものです。内訳と致しまして、２節浄化槽汚泥手数料の増加であります。処理場への浄化槽汚泥量の増加に伴うものであります。

２款国庫支出金、１項国庫補助金、１目下水道国庫補助金を６０万円減額し、３９０万円とするものであります。これはストックマネジメント計画業務委託料の確定によるものです。

７ページをお開きください。３款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金を４４６万円減額し、９，８１５万１千円とするものであります。これは会計確定による下水道使用料の増額と各事業、委託料の減額によるものです。

８ページをお開きください。６款町債、１項町債、２目公営企業会計適用債を１４０万円減額し、１１０万円とするものです。これは法適用化基本計画策定業務委託料の減額によるものです。

続きまして、３ページをお開きください。地方債の補正であります。適用化基本計画策定委託業務確定に伴い変更するものであります。起債の目的、公営企業会計適用債。限度額、２５０万円を１１０万円に変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出、地方債一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

実績報告書の２ページを見ますと、今回も７０．６％の接続率なんですけども、課長、前も言って、なかなかこれから伸びる要素が難しくなってきているということなんですけども、その辺についてまだ来年の予算もかかるのですけども、もう少し頑張って上げることはできないのかどうか、まず一点。それから歳出の１０ページの方で、小破修繕費５０万見ているんですけども、それはどのようなものが壊れて修繕したのか、お知らせ願いたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

接続率の上昇という形の中でありますが、これにつきましては、以前よりご説明させていただいております。確実、今現在、接続率につきましては、鈍化しておりまして、なかなか新築の住宅以外接続がなかなか進んでいない状況であります。しかしながら、町と致しましても、いろいろな方法でＰＲしております。以前からお話のとおり、広報によりましての周知、また水道料金のメーターにつきましても、いろいろと広報しております。今年度は３月にですね、今回ホームページの方にですね、浄化槽の接続と合わせまして下水道の接続及び補助の要綱につきましてもですね、新たにホームページの方に今回から３月から載せる予定であります。今後、来年度以降もですね、未接続者の皆様にはですね、接続していただけるように制度等も合わせましてですね、周知を図って、なるべく少しでも接続率の方は上げていきたいと考えております。あと先ほどのもう一つの方でありますけども、修繕費の方ですけども、この修繕費につきましてはですね、細々なものの修繕費で見ております。大きいものについては工事費等の中で見ておりますので、消耗品とか、あと電気等のですね、ただ小さいものについての修理ということで予算的には見ております。以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第６号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第７号　令和２年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第２号）について

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第１４、議案第７号、『令和２年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第２号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

議案第７号、令和２年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第２号）について。

令和２年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。第１条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３２７万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，０９８万７千円とする。

２項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正であります。第２条、地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

歳出よりご説明致しますので、９ページをお開きください。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費で２１８万円減額し、１８１万４千円とするものであります。これは８節旅費から１８節負担金補助及び交付金までの事業費確定及び精算によるものです。主なものと致しまして、１２節委託料で、法適用化基本計画策定委託料の執行残の２００万円であります。

続いて１０ページをお開きください。２目施設維持費を１０９万円減額し、１，８０８万２千円とするものであります。内訳と致しまして、１１節役務費から１７節備品購入費までの事業費の確定及び精算でありますが、マンホールポンプ内に不明水の流入が増加したため、原因調査のため１２節委託料、クリーンセンター維持管理委託が３７万円増額となっております。１７節備品購入費で、水中攪拌機の更新に伴いまして、機器の調整が必要なくなりましたので、５３万円減額となっております。

４ページをお開きください。歳入をご説明致します。１款使用料及び手数料、１項使用料、１目下水道使用料を５０万円追加し、３３０万円とするものであります。

５ページをお開きください。２款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金を１２２万円減額し、１，８０４万２千円とするものであります。これは会計確定によるものです。

６ページです。５款国庫支出金、１項国庫補助金、１目国庫補助金を１５万円減額し、４０５万円とするものです。これは電気計装設備更新工事で実施設計委託業務確定によるものです。

７ページになります。６款町債、１項町債、１目下水道事業債を３０万円減額し、４００万円とするものです。これは先ほどと同じく電気計装設備更新工事実施設計業務委託確定によるものです。

８ページをご覧ください。２目公営企業会計適用債を２１０万円減額し、４０万円とするものであります。農業集落排水事業法適用化基本計画策定業務委託確定による執行残によるものです。

３ページをお開きください。地方債の補正であります。これは先ほど説明致しました電気計装更新工事実施設計及び法適用化基本計画策定委託業務確定に伴う変更であります。起債の目的、下水道事業債。限度額、４３０万円を４００万円。公営企業適用債。限度額、２５０万円を４０万円に変更するものであります。起債の方法、利率、償還等に変更はありません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうそよろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出、地方債一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

９番、谷口君。

◎　９　　番（谷口康之）

歳出の方からまず、９ページの委託料ですね、今回２００万円減額になっているんですけども、これの当初の見積りというのは何かちょっとアバウト過ぎるのかなと思うんですけども、そんなに大きな金額を減額するというのはどうなっているのかなと。それからもう一つはですね、歳入の方の４ページの下水道使用料５０万ってなっているけども、これの要因とはどういうことなのか、お知らせ願いたいと思います。

◎　議　　長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

１目一般管理費、１２節の委託料でありますが、これは令和５年度から企業会計法に適用した会計に準じて行うような移行に伴います基本計画の策定でありますが、今回入札におきまして執行残でありますが、入札の方法が一般のコンサルティング会社と会計事務所を入れた混合という形の中で入札方式をとっております。この入札を取りますと全国的というか全道的に見ましても執行残が、入札率が落ちているような傾向が見られます。当初においてもですね、そういうふうな形の中で入札落札率が落ちて減額が落ちたと思います。見積額につきましては、先ほど申しましたとおり、コンサルティング会社及び会計事務所からの見積り

を徴収しまして見積りしておりますので、受注したいところが落札率を下げたものだと思っております。次に使用料でありますけども、使用料の５０万円の増加でありますが、これは湯ノ里地区で江差福祉会がいろいろと事業しておりますし、建物も建てておりまして、この関係で使用料が増加したものだと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第７号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●　議案第８号　令和２年度知内町水道事業会計補正予算（第３号）について

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１５、議案第８号、『令和２年度知内町水道事業会計補正予算（第３号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎　建設水道課長（佐藤和人）

議案第８号、令和２年度知内町水道事業会計補正予算（第３号）について。

第１条、総則。令和２年度知内町水道事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第２条、業務の予定量。令和２年度知内町水道事業会計補正予算第２条に定めた予定量を、次のとおり補正する。

（１）給水戸数を２３戸減らし、２，０７７戸。

（２）年間総給水量を７１，３９４㎥減らし、８０４，０９１㎥とするものです。これは北海道電力発電所で約２６９，０００㎥、三洋食品株式会社で５９，５００㎥、その他利用者で４７５，０００㎥給水量が減少した影響によります。

（３）一日平均給水量を１９６㎥減らし、２，２０２㎥となるものです。

（４）主要な建設改良事業費について、事業費の確定及び精算により浄水施設改良費で１１８万円減額し、２，０４２万円。営業設備費で４８０万円減額し、２，３２３万３千円。消火栓設置費で１１万円減額し、１２１万円とするものです。

第３条、収益的収入及び支出であります。予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正します。

収入におきまして、１款水道事業収益、１項営業収益を４００万円減額し、１億１，８０３万６千円とするものであります。２項営業外収益に１５万８千円を追加し、２，２６６万円。収入合計で３８４万２千円減額し、１億４，０６９万８千円とするものであります。

２ページをお開きください。支出であります。１款水道事業費用、１項営業費用を６６３万７千円減額し、１億３，０９５万４千円。支出合計で６６３万７千円減額し、１億３，９３３万２千円とするものです。

続いて第４条、資本的収入及び支出であります。予算第４条本文括弧書を（資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額５，３４９万１千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額３４８万１千円、減債積立金１，２７６万４千円、過年度分損益勘定留保資金３，７２４万６千円で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入と致しまして、１款資本的収入、２項工事負担金を１１万円減額し、１２１万円とするものであります。収入合計１１万円減額し、４１３万６千円とするものであります。

支出と致しまして、１款資本的支出、１項建設改良費を６０９万円減額し、４，４８６万３千円とし、支出合計で６０９万円減額し、５，７６２万７千円とするものであります。

３ページをご覧ください。令和２年度水道事業会計予算実施計画であります。最初に、収益的収入であります。１款水道事業収益合計で３８４万２千円の減額で、１億４，０６９万８千円です。主なものとして、１項営業収益、１目給水収益、１節水道料金で４００万円の減額であります。これは先ほどご説明致しました給水量７１，３９４㎥の減少に伴う料金の減少によるものです。２項営業外収益１５万８千円増額し、２，２６６万円とするものです。主な原因としまして、３目長期前受金戻入、１節国庫補助金２７７万４千円減額し、２節工事負担金で２９３万円増額であります。これは中ノ川改修工事に伴う水道管の切り回しにかかる費用を北海道からの負担金を国庫補助金に計上したことによる組み換えであります。

次に収益的支出になります。４ページをご覧ください。１款水道事業費用で６６３万７千円減額し、１億３，９３３万２千円です。これは１項営業費用、１目原水及び浄水費から３目総係費まで精算、減額による減額であります。４目減価償却費は事業確定による増額で１万３千円であります。

５ページになります。資本的収入になります。１款資本的収入合計で１１万円を減額し、４１３万６千円とするものであります。内訳と致しまして、１目工事負担金、１節工事負担金で消火栓更新負担金確定により１１万円減額するものであります。

６ページをお開きください。資本的支出になります。１款資本的支出合計で６０９万円を減額で、５，７６２万７千円とするものであります。内訳と致しまして、１項建設改良費、１目浄水施設改良費で浄水場の電気から３目消火栓設置までの各事業費の確定による減額であります。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を許します。

収入支出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）
討論がないようですから、討論を終わります。
これから、議案第８号を採決します。
本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 令和３年度知内町行政執行方針について（町長）

◎ 議　　長（伊藤政博）
次に日程第１６、『令和３年度知内町行政執行方針について』を議題とします。
町長から説明願います。
町長。
◎ 町　　長（西山和夫）
令和３年度の町の行政執行方針をさせていただきます。
まずはじめに、令和３年第１回知内町議会定例会の開会にあたり、新年度の町政執行に臨む基本方針と施策を申し述べさせていただきます。
昨年は、「新型コロナウイルス感染症」に翻弄された１年でありました。「新型コロナウイルス感染症」という言葉が昨年１月に初めて登場して以降、同感染症拡大の影響が景況感に対し大きな不安材料となったところであり、瞬く間に世界に広がりパンデミックを引き起こしました。日本においても第３波が東京都中心に感染拡大が続き、令和３年１月には国による２度目の緊急事態宣言が東京都を含めた１都２府８県に発出され、再び不安な幕明けの年となりました。
ただ世界では、イギリスが初のワクチン接種を行い集団免疫獲得に動きを加速させ、米国・中国・ロシアの各国がワクチン開発と接種の普及に伴い回復に向かっていくものと思います。
日本では２月から医療従事者へのワクチン接種が始まりました。今後ワクチン接種が広がれば、多くの国民の命が守られ社会活動の制限も解除され消費者の慎重姿勢が和らいでくるだろうと願っております。
さて、令和３年は、町の舵取りを付託された任期４年の折り返しとなる３年目の年となります。日々進む道は葛藤の毎日であり、２年目に於いても「かき小屋３施設」の事業者撤退、「知内診療所」の閉院など、コロナ禍の中で翻弄された１年でもありました。
また、当町の産業においても、新型コロナウイルス感染症の影響により商工業始め、多くの産業がダメージを負ったところであり、特に飲食・宿泊業、木材加工業、製造業、観光業、漁業等への影響は大きく、状況を見定めながら引き続き必要な対応策を模索して行きたいと思っております。
一方では、知内の素晴らしい産業へと成長した「農業」の踏ん張りはうれしく、「北の華」に於いては過去最高の販売額約１５億円を達成致しました。本町の基幹産業として成り立ち

の歴史を振り返り、先人に感謝するとともに日本の食を支える勇気と誇りを若い人々にも感じていただき、すべての産業に於いても、後継者、担い手に溢れるまちづくりへと展開できるように取り組んで参ります。

また、企業誘致第１号であります三洋食品知内工場、道南火力の立地が正式決定され今に至る北海道電力知内発電所、また、社会福祉法人江差福祉会等の企業・事業所の皆様とは、重要なパートナーとして感謝申しあげながら、今後も関係の維持強化に継続して努めていかなければならないと考えておりますし、コロナ禍の中での厳しい環境ではありますが、こんな時だからこそ連携を密に図りながら地域産業の振興に繋がればと期待しているところでもあります。

今年の日本の経済は、株価の上昇等により一部の上場企業に改善の兆しもありますが、感染拡大懸念が残る中、地方での回復は鈍いとされ、ワクチン接種の普及が内需安定の鍵とされております。

人口減少・新型コロナウイルス感染症等に伴い社会と経済全体が縮小していくなかで、持続可能なまちづくりの実現に向けて、「第６次知内町まちづくり総合計画」の前期５か年の評価を基に本年からスタートする後期５か年では、基本構想及び基本計画で必要な箇所を改定のうえ実施計画を策定し、「第２期知内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「知内町行財政改善計画」、「知内町国土強靱化地域計画」などの各種計画に基づき、町の財政規模に応じた施策や取組みを職員一丸となってしっかり進める必要があります。

次に、施策の展開について申し上げます。

第１に、「まちに希望を持ち安心して住み続ける（定住）」施策であります。

（１）「子供から高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちづくり」を推進します。

①　幼稚園と保育園の統合により「公私連携幼保連携型認定こども園」開園に向けて、これまでの知内保育園と教育・保育や園舎建設内容の協議を進め、実施設計も完了したことから、令和４年度の開園に向けて令和３年度は施設建設を進めて参ります。

また、子育て世代包括支援センター事業として、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うために、相談対応、支援プランの作成、産後ケア事業を通じ、関係機関との連携強化を図り、孤立や不安の解消と虐待防止に努めて参ります。

更に、子育て支援交付金支給事業については、これまで一人当たり５万円の支給となっておりましたけれども、本年度は一人当たり７万円を支給することと致します。

②　高齢者を対象とした取り組みとしましては、昨年、社会福祉法人江差福祉会の設置・運営により、認知症高齢者グループホーム２ユニット（１８名入所）が開所したことから、町の要介護認定を受けた方が、安心して地元の施設で生活が出来る環境が整いましたが、一方では高齢者が自宅で孤独死となるケースも数件発生している現実もあることから、社会福祉法人知内町社会福祉協議会や１３町内会の協力のもと「見守り」の強化を図って参ります。

次に、本年度からスタートする「第８期知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」については、全国的に介護保険料が引き上げとなり平均月額保険料が月６千円を超える見通しですが、当町の月額保険料は１００円アップの５，４００円に抑え、従来から継続した介護サービスの提供に努めて参ります。

③　障がい者支援につきましては、社会福祉法人江差福祉会関連施設で従事する利用者（障

がい者）の転入増加に伴い、町としても町内の農業をはじめとする各産業分野で活躍できる仕組みを検討し関係機関との連携を図り、障がい者の就労支援に繋がる取り組みを進めて参ります。

（２）「活力ある産業の推進」に取組みます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの産業がダメージを負ったところでありますが、町としても状況を見定めながら「地方創生臨時交付金」等の活用により、引き続き必要な対応策を実施して参ります。

① 農業では、コロナ禍の中にありながら「北の華」が過去最高の販売額約１５億円を達成し、ほうれん草やトマトの販売額についても善戦した一年でした。

「知内町ニラ生産組合」では、本年度から２ヵ年計画でニラハウスの増棟やそぐり機の導入など規模拡大とともに生産性向上を図っていく予定でありますので、国補助金の要望に向けて町としても積極的に要請活動を行って参ります。

また、現在、ニラ生産者において、ＩＯＴを活用したハウス内の環境データなどの収集を行う実証試験を継続して実施しております。今後、町も連携しながら病害予防や栽培技術の継承などに向けて、ソサエティ５.０（目指すべき未来社会）も視野に入れて情報収集などを進めて参ります。

② 林業では、新型コロナウイルス感染症等の影響で原木の価格・流通が大変厳しい状況となったほか、木材加工業においても需要減少の影響を受けておりますので、状況を見定めながら必要な対応策を検討して参ります。

森林資源の適正な管理については、所有者や境界が分からない森林の増加等が大きな課題となっておりますので、これらの課題の整理を進めるため、森林環境譲与税の有効活用により、林内路網を網羅した、山間部の地番図を整理することにより、効率的な森林整備を進めて参ります。

また、上雷地区において、町有林施業の基盤となる路網の整備として、国の「合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業」補助金を活用して林業専用道を整備いたします。

③ 漁業では、新型コロナウイルス感染症等の影響により牡蠣やホッケ等の単価が例年比約２割下落し、鮭や昆布の漁獲も減少するなど多くの組合員が国の持続化給付金の対象となる大変厳しい一年でありました。

本年も厳しい状況は続くことが予想されますが、一方で町へのふるさと納税が前年比約５倍の２億円に増加していることから、返礼品として上磯郡漁協から提供していただいているウニ加工品等のほか、新たな産品の開発により付加価値向上に繋げ、水産物の消費拡大を図るために上磯郡漁協と連携して参ります。

また、中長期的な視点での地域漁業の振興を目的として、町内のウニ中間育成事業を支える高齢漁業者の労力軽減による持続可能な漁業推進のために「ウニ養殖籠新技術軽労化対策事業」として本年度から３ヵ年で養殖籠３００籠の更新を支援して参ります。

④ 商工観光業では、サマーカーニバルやカキＶＳニラまつりなど全ての町内イベント事業が中止となり、また、飲食店や製造業に於いては、これまで経験したことのない経営環境に直面したことから国・北海道の支援を受けることになりました。町としても国の地方創生臨時交付金を活用した「環境衛生・販売促進支援補助金」「事業持続化支援金」

「配布型地域商品券」「観光促進（しりうち割）事業」等に取組みましたが、未だに先の見えない状況が続いていることから、今後も町内各事業者の動向を注視しながら必要な支援策を講じて参ります。

また、観光振興策として平成３０年４月に設立した「一般社団法人しりうち観光推進機構」及び「知内観光協会」の事務・事業については、現在町に於いて事務局機能を担っていることから、本年度は両団体と今後の地域観光の方向性について協議検討するとともに、その在り方について関係機関や各事業者と連携して「知内町観光ビジョン」の策定を進めて参ります。

⑤　全産業の担い手確保については、知内町地域産業担い手対策連絡協議会と連携し、「しりうち地域産業担い手センター」を核とした体験希望者の受け入れを積極的に進めると共にＳＮＳ等を活用した情報発信の取り組みを進めて参ります。

（３）「安心・安全な暮らしの基盤づくり」に取り組んで参ります。

①　新型コロナウイルス感染症予防接種体制の整備を図るとともに、各種検診・予防接種事業の推進により、町民の安全・安心な暮らしの確保を図り、新型コロナウイルス感染症収束後の地域経済・社会の好循環を「想像」した取り組みを進めて参ります。

②　快適な暮らしの基盤確保のため、「知内町水道事業経営戦略」や「下水道事業・農業集落排水事業の公営企業会計の適用に向けた法適用化基本計画」を基に、水需要の予測や料金収入の見通し等を整理し、また、老朽施設・設備の更新を進めて参ります。

③　町営住宅長寿命化計画により、良好な居住水準及び環境を維持するために計画的な予防保全型改修を実施して参ります。本年は、あけぼの団地Ｃ棟・湯の里団地Ｃ棟・スミレ団地Ａ棟の改修工事等を実施致します。

④　安全安心な町づくりのため、昨年度策定し全戸に配布した「洪水ハザードマップ」に、今後北海道が公表を予定している「北海道太平洋沿岸津波浸水想定区域」を基に作成する「津波ハザードマップ」を加えたマップを策定し周知致します。

また、電波法の改正を踏まえて実施したＩＰ通信を活用したスマートフォンやタブレット受信機、戸別受信機等新たに構築した防災情報配信機能の普及啓発を実施して参ります。

⑤　ゴミの処理については、昨年町民皆様のご理解のもとゴミ袋料金改定を実施しましたが、高齢化の進行により現在のステーション方式から戸別収集の要望も多いことから検討を進めて参ります。町民皆様にはゴミの減量化と適正な分別がされるよう、啓蒙活動を続けて参ります。

⑥　行財政運営については、「第６次まちづくり総合計画」の前期５か年の評価検証を基に、本年度からスタートする後期５か年では、基本構想及び基本計画で必要な箇所の改定を実施のうえ、計画２年目となる「知内町行財政改善計画」で組織のスリム化と事業再編を積極的に進めて参ります。

（４）「豊かな心をはぐくむ教育」に取り組んで参ります。

①　教育については、昨年度国際社会に通用する人材を育てていくため、外国語指導助手（ＡＬＴ）を１名増員し２名体制でスタートしました。本年度は小学校英語教科化・授業時数の増加に合わせて、なお一層英語教育の充実が図られるように努めて参ります。

②　人口減少や少子化の進行により町内の児童・生徒数の減少は想定以上に加速している

ことから、今後の小学校の在り方について、教育委員会主催で学校運営協議会、保護者説明会、地域説明会等における協議を一通り終えました。小学校の統合については、一定のご理解をいただいたものと思っておりますが、今後も各校・各地域の状況を踏まえての慎重な協議を重ね、子供たちによってより良い教育環境を整えて参ります。

③　幼稚園と保育園の統合による「公私連携幼保連携型認定こども園」開園に向けては、既に令和４年度の開園に向けて知内保育園と知内幼稚園の関係職員による教育・保育や園舎建設内容の協議を進めて来ましたが、開園までに残された時間を有効に活用して、今日まで長い歴史のある教育・保育に配慮し、まちの将来を担う子供たちを「創造」した準備を進めて参ります。

第２に、「まちへ新しい人の流れをつくる（移住）」施策であります。

人口減少や少子・高齢化により就労人口が減少していることから、地方への移住を検討している様々な地域や世代の方々に、町の自然や充実している子育て支援策を積極的に発信し、また、増加する空き家の有効活用を推進して移住促進を図る取り組みを進めて参ります。

①　首都圏等へ向けた継続的な「くらしと仕事相談会」を実施するとともに、知内高校を卒業後町外に流出した生徒をターゲットにしたＵターンの促進に向けた取り組みを推進いたします。

②　多岐に渡る移住・定住促進に関する情報については、町の公式ＳＮＳ（インスタグラム、ツイッター、フェイスブック）の内容を充実して、円滑な情報発信を進めて参ります。

③　人口減少や高齢化等の進行に伴い町内の空き家数が増加していることから、北海道空き家情報バンクを活用したマッチングの推進とともに、本年度は「知内町空き家等対策計画」を改定し、空家の除却や利用可能な空き家の改修等、支援制度の見直しを検討して参ります。

第３に、「まちの資源を生かして賑わいをつくる（交流）」施策であります。

新型コロナウイルス感染症の影響のため、本町を代表するサマーカーニバルやカキＶＳニラまつりなど全ての町内イベント事業については、本年度の開催も大変厳しい状況が予想される現状ですが、当町には他にも誇れる自然景観や特産品などの資源が沢山あります。これらを活用した観光振興による交流人口の拡充を進めるため、新型コロナウイルス感染症収束後には、国や北海道の観光促進事業と合わせて「観光促進（しりうち割）事業」等に取組み、また、西部４町共同事業のスポーツ合宿等により交流人口の増加を図って参ります。

①　町の資源を生かした賑わいの場所としての「かき小屋」を含む３施設については、前指定管理者が撤退以降、長期の休業をして来ましたが、昨年８月に社会福祉法人江差福祉会と指定管理協定を締結していることから、コロナ禍の中ではありますが、本年度の早い時期の再オープンに向けて町としても支援して参ります。

②　青函トンネル開通後、各学校や団体等による各種交流を継続している青森県今別町とは、平成２年８月８日に友好町締結から昨年で３０年となりました。残念ながら昨年度、式典・祝賀会の開催は出来ませんでしたが、今後も交流活動を継続・発展させて参ります。

第４に、「まちで結婚・出産・子育ての希望をかなえる（出生）」施策であります。

本町の人口減少や少子・高齢化の傾向は今後も続くことが想定されております。特に出生数は、共働き世帯の増加や晩婚化などの理由から年間２０名前後まで減少しており、安心して子どもを産み・育てやすい環境づくりに取り組んで行かなければなりません。育児と子育ての支援については、出会いから結婚・出産・育児という人生のストーリーを引き続き応援して参ります。

①　これまでも町内関係団体の協力のもとで取り組んで来ました婚活イベントについて、本年も引き続き支援して参ります。また、新たな若者交流促進事業や結婚相談の体制構築についても検討して参ります。

②　子育て支援に関しては、今年度から行う子育て支援交付金の増額をはじめ、国制度を補完した保育料の独自軽減、高校生までの医療費無償化、学校・幼児施設の給食費無償化等を継続し、子育て世代への経済的支援を行います。

また、安心して子育てを続けられるため、保健師・子育て支援員等と連携した相談体制を構築するとともに、認定こども園開園に向けた保育教育環境の充実のため、各関係機関と協議を進めて参ります。

以上、本年度の４つの分野による行政執行の基本方針でございますが、本町における少子・高齢化や人口減少による労働力・担い手不足の解決のため、目指すべき未来社会（ソサエティ５.０）に対応した施策も検討し、本町の将来に向けた各種課題の解決を進めて参ります。

おわりに、今後、第６次知内町まちづくり総合計画を最上位計画として「誰もが輝く定住・移住・交流のまち」に向けて、人口減少を嘆くばかりではなく、まず住んでいる町民、子供たちが自分の町に誇りと夢を持つ事が、将来のＵＩＪターンや定住にも繋がる。

そんな思いを胸に、本町が持つ豊かな自然と気候風土、恵まれた地域資源を町外に情報発信し、更に「しりうち地域担い手センター」を核とした就業体験を通じて労働力不足や担い手不足対策の強化に取り組んで、地域の活性化を図る事で「ただの田舎」ではなく「地方にこそ笑顔輝く躍動の舞台がある」に繋がると信じ、知内町の豊かな発展の為に自覚を持って邁進して参ります。

令和３年度は、２つの「創造・想像」をテーマに職員一同、踏ん張って参ります。

議会議員の皆様・町民皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、行政執行方針とさせて頂きます。

令和３年３月９日、知内町長、西山和夫。どうぞよろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

これで、町行政執行方針は終わりました。

●　令和３年度知内町教育行政執行方針について（教育長）

◎　議　　長（伊藤政博）

次に日程第１７、『令和３年度知内町教育行政執行方針について』を議題とします。

教育長から説明願います。

教育長。

◎　教　育　長（本間茂裕）

令和３年度知内町教育行政執行方針。

Ⅰ　はじめに

令和３年知内町議会第１回定例会の開会にあたり、新年度の教育行政について、所信と主な施策について申し上げます。

令和の新たな時代が始まり、情報化・グローバル化等、加速する社会の変化とともに、私たちは新型コロナウイルス感染症の脅威と向き合い、先行き不透明な時代を迎えております。知内町教育委員会は、こうした中、命・健康を最優先に考えながらも、子どもたちがふるさとに誇りを持ち、それぞれの夢に向かって可能性を発揮し、幸福な人生と地域社会の担い手になることや、長寿命社会の到来が言われる今、世代を超え、心の豊かさ、自分らしさの発見を求める生涯学習の充実に向けて、学校・家庭・地域と連携を図りながら、創意ある教育行政の推進に取り組んでまいります。

Ⅱ　基本的な考え方

このような認識の下、教育行政に臨む基本的な考え方について申し上げます。

１点目は、「一人一人の学びを支える学校教育の推進」であります。

学校では、臨時休校措置で再認識された学校の役割を念頭に、きめ細やかな生徒理解や個性を生かした学習指導、生徒指導に努め、これからの学習基盤であるＩＣＴの活用を図りながら、主体性・協働性を育てる教育活動に取り組みます。また、地域に学び、心に根を張る学習活動を推進し、子どもたちのふるさとを大切に思う心を育ててまいります。

２点目は、「生き生きと学び、人々がつながる社会教育の推進」です。これまで、学びの成果は学習者だけに留まらず、地域を支える貴重な財産となってきましたが、人口減少による地域コミュニティの変質と現下のコロナ禍により人間的なふれあいの分断が続いております。あらためて、地域に根ざした社会教育を推進し、工夫を凝らし、人々の交流や諸活動を徐々に広げ、お互いがつながることで、孤立することのない共生社会の実現に努めてまいります。

Ⅲ　教育行政の推進

次に、令和３年度の主な施策について申し上げます。

（主要な施策）

１　学びの質を高める施策の推進

２　学びを支える施策の推進

３　地域創生・国際理解に学ぶ知内高校の推進

４　生き生きと学ぶ社会教育の推進

５　令和の時代にふさわしい運動やスポーツの推進

１　学びの質を高める施策の推進

子どもたちが自分自身のよさや可能性を認識することは、夢実現のための原動力であります。その年代にふさわしい自己決定の機会を設け、学習・資格取得・文化スポーツ活動等に直向きに努力する資質の育成に学校・家庭・地域が連携して取り組んでまいります。

幼児教育については、令和４年度に公私連携幼保連携型認定こども園が開園予定です。教育・保育の一体化に努め、豊かな遊びや交流を通して園児たちの心身の成長を図ります。開園の前年にあたり、統合する幼稚園・保育園両園の交流や職員研修に取り組みます。また、

小学校体験入学や出前授業等をはじめ、幼保小のつながりを大切にしてまいります。

学校間の連携については、学習内容の高度化、定期考査や教科担任制、部活動、生徒数等、教育環境の大きく異なる小学校と中学校がともに連携する小中一貫教育サポート事業（北海道研究指定）に取り組むほか、小学校３校児童の合同学習や学校行事の充実を図り、交流の輪を広げることに努めてまいります。

特別支援教育については、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、交流・共同学習を推進し、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援に努めてまいります。併せて合理的配慮協力員や実態に即した支援員の配置を継続することで支援体制の充実を図るとともに、特別支援協議会・教育支援委員会を軸とした学校間・校種間・教育委員会・保健センターとの連携を図ります。

英語教育の充実については、小中高等学校英語教育支援事業（北海道研究指定）に取り組み、小中高１０年間の系統的な指導体制づくりを推進し、昨年度配置の英語専科教員については小学校の教科担任制の長所を生かし、児童の「聴く・話す・読む・書く」のバランスの取れた英語力と積極的にコミュニケーションを図ろうとする資質を育みます。

また、ふるさと納税を活用した町の未来を担う人材育成に対する支援として外国語指導助手（ＡＬＴ）２名体制を継続し、児童生徒が生きた英語に触れ合う機会の拡充を図ります。

ＩＣＴ教育については、教師が効果的にＩＣＴを活用し、児童生徒が発達段階に応じた情報モラルとＩＣＴ活用能力を身に付けることが大切です。ＩＣＴ支援員事業をさらに拡大し、デジタル教科書の活用等、教員の指導力向上研修の充実を図ります。併せて、学校には高速大容量の通信環境を整備し、町内の小中学生には１人１台の端末を配備いたします。

キャリア教育については、各校種に応じて、農業体験活動・インターンシップ、企業訪問等により、望ましい勤労観や職業観を育む教育活動の充実を図るとともに、高等学校では、地域創生学習プログラムにおいて議会・行政機関・民間企業・大学等と連携した地域課題をテーマとする探求活動に取り組み、児童生徒の将来の夢や希望につながる体験学習の充実に努めてまいります。

ふるさと教育については、地域の未来を担う人材を育てるため、郷土資料館を中心に、地域の教育資源を整理・活用した学習プログラムのもと、先人が積み重ねた歴史や文化に触れる学習の拡充を図ります。

また、転入教職員、町外からの高校入学生徒対象の巡検・学習会を実施いたします。

２　学びを支える施策の推進

新型コロナ感染症対策については、「学校の新しい生活様式」を踏まえ、感染リスクを可能な限り低減した上で、家庭・地域・関係機関と連携を図りながら学校運営を継続し、感染予防等については、主体的に考え行動できる児童生徒の育成に努めるとともに、感染者や医療従事者等に対するいじめや偏見のない豊かな心の指導を継続してまいります。

本町のコミュニティ・スクールについては、全校に設置されている学校運営協議会を通じて、地域住民が学校教育の成果・課題を共有し、学校評価や地域学習・地域行事への協力等を通じて、それぞれの特色ある学校づくりに参画しています。将来的な園・学校の再編成や地域学校協働本部との連携も踏まえ、連絡会議・研修の充実を図ってまいります。

いじめや不登校等への対応については、日頃から望ましい人間関係を築く力を育むとともに、早期発見・早期解消に努め、「いじめは絶対に許されない行為」として、積極的な認知と

組織的な対応に取り組んでまいります。

不登校については、児童生徒・保護者との信頼関係のもとに、初期段階からの計画的な支援に努め、スクール・カウンセラー、保健師等の専門職員も含めたチーム学校としての組織的な支援に取り組みます。

子どもたちが心身ともに健やかに成長していくためには、学校・家庭・地域が連携し、望ましい生活習慣や運動習慣の定着が必要であります。既存のスマホメディアルールの見直しや各学校開催のスマホ教室を保護者・地域に開放する等、町ぐるみで情報モラルの向上に努め、心の健康と性・薬物に関する指導についても専門機関との連携を図ります。併せて、幼児・児童生徒に運動や外遊び・スポーツの楽しさを実感させるとともに、町ＰＴＡ連合会と連携し、児童生徒の徒歩通学を奨励してまいります。

また、無償化３年目の学校給食では、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、子どもたちが将来大人になっても実践できる食生活の基盤を育み、恵まれた地元食材を活用した学校給食を通じ、心が育つ食育を推進します。

子どもたちの安全・安心の確保については、子どもたち自身が様々な危険から身を守ることができるよう、地域の見守り活動をはじめ日常の指導と併せて、交通安全教室・防犯教室・防災訓練等の学習機会において、的確な判断・行動を取ることのできる危機回避能力の育成を図ります。

また、町（災害担当部署）・町内会・警察署・生徒指導委員会との緊密な連携を図り、防災・防犯情報の共有化に努めてまいります。

小学校のあり方については、昨年５月より学校運営協議会・保護者・地域との協議を進めてまいりました。少子化による児童数・学級数・教職員数の減少等、児童たちを取り巻く教育環境の低下が進行していることから、今後の学校教育のあり方を踏まえ、小学校統合について、具体的な協議を継続してまいります。

学校の働き方改革については、保護者・地域の理解を頂きながら、定時退勤日や学校閉庁日の設定、部活動方針の推進、ＩＣカードによる勤務時間管理等に取り組んでおります。今後も教職員が健康でやりがいを持って働くことのできる環境づくりに向けて努力をしてまいります。

３　地域創生・国際理解に学ぶ知内高校の推進

知内高校については、若者の可能性を引き出す町立の全日制普通科高校として、多様な進路ニーズに応える混合型教育課程のもと習熟度別学習や個別指導等、きめ細やかな教育活動に取り組みます。

特に、グローカル人材の育成に向けて、海外見学旅行・短期留学事業をはじめ実践的な地域創生学習やＳＤＧｓ学習を活かした国際理解教育・キャリア教育を推進します。

また、身に付けさせたい資質・能力として「協力する力、考え抜く力、粘り強く取り組む力」を意識した学習・学校行事・部活動を通して、文武両道の高校づくりを目指し、進路ガイダンスやスタディ・サプリ、各種検定助成事業を通じて進路実現のためのサポート体制の充実を図ります。

遠隔地からの入学生については、実社会で必要な主体性・協調性・自立的な生活習慣を身に付ける寮生活・下宿生活を支援してまいります。

また、老朽化した校舎・体育館等の文教施設については、公共施設長寿命化計画に基づき、

計画的な維持管理に努めてまいります。

４　生き生きと学ぶ社会教育の推進

わが町・知内町は自然・歴史・文化、そして人という豊かな教育資源に恵まれております。知識・経験・技術をお持ちの個人を地域学習講師として登録する「生涯学習サポートバンク」を創設し、学校教育・社会教育に跨る幅広い教養講座を持続的に展開していくための体制づくりに取り組みます。

また、文化・スポーツ振興事業を継続し、幅広い年代の活動を支援し、活力あるまちづくりに努めるとともに、関係の委員会と連携を図りながら、中央公民館、郷土資料館、ふれあい工房、スポーツセンター等の機能を活かした事業を展開してまいります。

幼児家庭教育については、育児教室を定期開催することで、参加者のネットワークづくりに努め、読書を通じて親子が触れ合う「ブックスタート事業」を継続し、「トマト収穫体験」をはじめ子育て学習機会の提供に努めてまいります。

青少年教育については、コロナ禍により学習・交流・体験の機会が減少していることから、工夫を凝らし、自然体験活動等の段階的な再開に努めます。

また、地域の教育力を活かした３地区の放課後子供教室を継続し、子どもたちの安全・安心な活動の場を提供いたします。

成人教育については、各文化団体への活動支援のほか、「ギター教室」をはじめ、少人数で活動できる趣味の講座の企画運営や自主企画講座を奨励することで、個人・団体の主体的な学習活動を促し、まちづくりカフェでは様々な年代・業種の町民間交流に努めます。

高齢者教育については、生活の利便性を高めるＩＣＴ活用の学習会や世代間交流を深める料理教室、健康・安全等の各種教養講座等の開催を通じて、知内みらい大学の充実を図り、高齢者が豊富な知識と経験を活かし、地域社会とのつながりを深められるよう、参加しやすい事業の企画・運営に努めてまいります。

芸術・文化については、各世代のニーズに応じた芸術鑑賞事業の企画に努めるほか、町民の優れた芸術作品等を展示する「ミニ展示会」の開催や、楽器演奏・歌唱等の発表機会を企画・提供してまいります。

郷土資料館については、「みて、きいて、ふれて、考える」を基本に、幼児・児童には地域素材で豊かな感性を育む学びを提供し、生徒や社会人には「知内学のすすめ」・「ふるさと講座」等、知内の風土が培った歴史・文化を学ぶ事業を展開いたします。

また、自然や文化の体験的学習の場である「ミュージアム・パル」の開設を通じて、異世代間の交流を図ってまいります。

図書活動については、図書室利用者の利便性向上のため、配架の工夫やＳＮＳ等により新刊情報を随時発信するほか、令和３年度から始まる「第３次知内町子供読書活動推進計画」に基づき、ライラックの会や図書室ボランティア等の地域団体と連携し、読み聞かせ事業や図書室まつりの開催等、本に親しむ環境を提供してまいります。

５　令和の時代にふさわしい運動やスポーツの推進

知内町体育協会が設立から半世紀の歴史を刻み、５１年目を迎えております。この間、社会構造の変化や生活様式の多様化が進み、令和の時代にふさわしい運動やスポーツへの新たなニーズが求められています。広く町民の皆様が自分の適性に叶う運動やスポーツに親しみを持てるよう

① 楽しむことを目的とした生涯スポーツ
② 可能性を追求する競技スポーツ
③ 健康づくりを目的とした健康スポーツ
④ 交流を図る共生スポーツ

以上４点の実現を図る各種事業展開により町民皆スポーツを推進してまいります。

また、感染予防という新たなスポーツ様式として、「しりうちニュースポーツスタイル１０ヶ条」を発信し、コロナ禍にあっても、町ぐるみで安全にスポーツライフを楽しむ意識の普及に努め、「しりうち未来づくりセミナー」等の事業展開を通して、年代、性別、障がい、国籍等を問わず、運動やスポーツによる健康づくりや町民間交流の場を提供することで、新たな地域コミュニティづくりに努めてまいります。併せて、渡島西部４町共同事業のスポーツ合宿等による交流を継続してまいります。

Ⅳ　むすびに

令和３年度は、「第三次知内町学校教育中期推進計画」・「第八次知内町社会教育中期計画」の策定１年目を迎え、旧計画期間の成果と課題を踏まえ、新たな第１歩を踏み出す時期を迎えております。あらためて、「心豊かに創造性に富み　たくましく、郷土知内の未来をきりひらく人間」の育成に向けて、総合教育会議を通じて首長との連携を図り、信頼の原点である法令順守と服務規律の徹底に努めてまいります。

令和３年度知内町教育行政執行にあたり、町民の皆様並びに議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和３年３月９日、知内町教育委員会教育長、本間茂裕。どうぞよろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

これで、教育行政執行方針は終わりました。

●　散会宣言

◎　議　　長（伊藤政博）

以上で、本日の日程は全て終了致しました。

お諮りします。本日の会議はこれで散会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで散会致します。

どうもご苦労様でした。

（　散会　午後３時２８分　）